

3. 議会関係

(6) 政務活動費に関する調 (平成26年4月1日現在)

① 都道府県分

都道府県名	交付の対象				議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者(機関) 等からの意見聴取 意見聴取した第三者 (機関)等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考	
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他 内容						添付が義務 付けとな る金額	添付の義務 付けの内容		
北海道			○		530	無	5	可	議会庁舎会議室に常備	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての支出に係る領収書</li> <li>活動記録簿(調査研究のための出張や会議等を行った場合等)</li> <li>事務所状況報告書</li> <li>職員雇用状況報告書</li> <li>各種契約書等</li> </ul>	・左記「議員1人当たりの交付月額」については、現在5万円を減額中(H27.4.29まで) ・左記「議員1人当たりの交付月額」のうち10万円は、会派への交付。
青森県		○			310	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書等又は支出証明書</li> <li>2泊3日以上 の 県外調査等を行った場合は、行程表</li> </ul>	
岩手県		○			310	無	5	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧請求票による閲覧</li> <li>県議会ホームページ(収支部分のみ)</li> </ul>	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し</li> <li>会計帳簿のうち支出に関する部分の写し</li> </ul>	
宮城県			○	会派又は無 会派議員	350	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出に係る領収書その他の証拠書類の写し</li> <li>領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあっては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。</li> </ul>	
秋田県		○			310	無	5	可	議会図書室に常備	有	全て	全ての支払いに係る領収書。領収書が添付できない場合は、支払証明書。	
山形県		○			310	無	5	可	何人も閲覧請求することにより、議会事務局内で閲覧することができる。	有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。	

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					収支報告書の公開方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
				内容									
福島県	○				350	無		5	可	・個別の閲覧請求 ・会派の収支状況をホームページに掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書	平成25年4月から平成27年3月までは300千円に減額。
茨城県	○				300	無		5	可	何人も	有 全て	収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。	
栃木県	○				300	無		5	可	個別の閲覧・写しの交付請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは、支払証明書	
群馬県	○				300	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	すべての支出に係る領収書	
埼玉県	○				500	無		5	可	「埼玉県議会情報公開条例」に基づく公開請求が必要	有 全て	全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付 ・海外視察を行った場合は、視察報告書 ・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	
千葉県			○		400	無		3	可	1 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 県内に存する学校に在学する者 5 閲覧を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有 全て	1 領収書の写し 2 出納簿の写し 3 支出伝票の写し 4 現地調査及び先進地視察実施報告書	
東京都	○				600	無		5	可	都議会図書館において閲覧に供しており、何人も閲覧することができる。	有 全て	収支報告書を提出するときは、活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければならない。	

都道府県名	交付の対象				議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					収支報告書の公開方法	添付が義 務付けと なる金額	添付の義務付けの内容		
												内容	
神奈川県				○	月額53万円 の交付の対 象を各会派 ごとに選 択、「会派 及び議員」 を選択する 場合の交付 割合は各会 派ごとに決 める。	530	無		可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出にか係る証拠書類等の 写し	
新潟県				○		330	無		可	閲覧請求	有 全て	支出に係る領収書その他の証拠書類 の写し	
富山県	○					300	無		可	議会事務局で閲覧可能 (閲覧申込書の提出が必要)	有 全て	収支報告書には、当該収支報告書 に記載された政務活動費の支出に 係る領収書その他の証拠書類の写 しを添付しなければならない。	
石川県				○		300	無		可	議会図書室で閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書 領収書を徴しがたい少額の電車・ バス賃や銀行口座からの引落とし については支出証明書によること ができる。	
福井県				○		300	無		可	議会図書館に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書等、支 払証明書 ・県外の調査、研修、要請陳情活 動の報告書 ・事務機器のリース契約書等	
山梨県				○		280	無		可	議会事務局に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動を実施した記録として 政務活動記録票、領主書等が取得 出来ない場合には政務活動費支出 証明書、政務活動の補助業務に従 事する職員を雇用した場合には政 務活動費（人件費）勤務実績表・ 領収書、県外（宿泊した場合）又 は海外において政務活動を行った 場合には県外・海外調査概要書、 懇親会費に政務活動費を充当した 場合には意見交換会等活動報告書 の添付	
長野県	○					290	無		可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有 全て	・原則全ての支出に係る領収書そ の他の証拠書類の写し	
岐阜県		○				330	無		可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書その他の 証拠書類の写し	

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
				内容									
静岡県	○					450	無	5	可	議会総務課に常備 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	
愛知県			○			500	無	5	可	議会図書室に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書等 ・海外調査報告書 ・県外活動報告書 ・貸借事務所概要報告書	
三重県			○			330	無	5	可	議会図書室に常備 (閲覧に当たり手続不要)	有 全て	【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支出確認書  【議長が別に定める書類】 ・1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し ・宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書 ・政務活動の概要を記載した報告書	・議員1人当たりの交付月額の内訳は、会派分150千円/月、議員分180千円/月  ・ただし、交付額の20%(66千円/月)を会派分から減額中(平成27年4月29日まで)
滋賀県			○			300	有	5	可	滋賀県商工会議所連合会会長 連合滋賀会長 滋賀県青年団体連合会会長 滋賀県地域婦人団体連合会会長	有 全て	議会図書室で閲覧  全ての支出に係る領収書等証拠書類の写し	会派に所属しない議員には月額20万円を交付
京都府			○			540		5	可	収支報告書及びその他の添付書類を議会図書館で常備  収支報告書を京都府議会インターネットホームページへ掲載	有 全て	①すべての支出の領収書について、定められた貼付用紙に貼付した写し ②主な活動を記載した報告書(対象：府外での調査及び要請陳情活動、調査委託、会場使用料を伴う会議等) ③その他議長が必要と認める書類・調査研究費：府外調査時の行程表、経費内訳・広聴広報費：印刷物、成果品・要請陳情活動費：府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品・研修費：研修会・講演会参加の案内資料、次第・会議費：会議開催時の案内資料、次第	※所属議員が1人の会派の議員 500 ※会派に所属しない議員 400

都道府県名	交付の対象				議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取	意見聴取した第三者 （機関）等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					収支報告書の公開方法	添付が義 務付けと なる金額	添付の義務付けの内容		
												内容	
大阪府			○		590	無		5	可	府議会情報コーナーで開架	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書が取得できない場合は支払明細書を作成して提出（支払明細書の対象は、券売機で購入した切符代、バス代、ガソリン代を距離計算した場合）</li> <li>次の場合は活動記録簿の作成、添付が必要（管外で調査研究・要請陳情を行った場合、会議を主催した場合、飲食を伴う意見交換を行った場合、広聴広報活動を行った場合、業務委託調査を行った場合）</li> </ul>	会派に属さない議員は490
兵庫県			○	H26.4.1～ 9.30まで 会派及び議 員 H26.10.1～ 会派のみ	500	無		5	可	閲覧室に常備	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書及び支払証明書（H26.10.1～上記に加え、会計帳簿、領収書、職員雇用関係書類（雇用通知書、契約書等）、各種契約書等、会議の通知、委託業務の成果、広報誌、活動報告書、備品台帳、切手受払簿 等）</li> </ul>	H26.10.1～条例、規程及び手引きを改正し、内容を大幅に見直した。（H26.10.1～450千円）
奈良県			○		300	無		5	可	議会図書室に常備	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>支払い証明書</li> <li>海外、県外政務活動報記録簿</li> <li>自動車使用記録簿（ガソリン等の燃料代及び自動車のリース料の充当に際し、当該支出経費の1/2を超えて充当する場合に限る）</li> </ul>	
和歌山県			○		300	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写し	
鳥取県		○			250	無		5	可	HP及び閲覧	有 全て		
島根県			○		300	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年度以前の調査費は、県内に住所を有する者等閲覧可</li> <li>25年度の活動費からは、誰でも閲覧可</li> <li>ただし、文書（写し）の交付を希望の場合、公文書公開請求による</li> </ul>	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地での公共交通機関（JR・私鉄等）の運賃（1日当たり充当額は2千円の定額）等について支払証明書の作成による</li> </ul>	
岡山県		○			350	無		5	可	何人も	有 1件1万円超	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					収支報告書の公開方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
				内容									
広島県	○					350	無	5	可	事務局にて閲覧請求	有 全て	調査研究事業実施報告書 全ての支出に係る領収書その他証拠書類(具体的な調査内容等を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票(場所、目的、内容、相手方、経費の内訳)等を添付)	
山口県		○				350	有 山口県特別職報酬等審議会	5	可	何人も請求することができる	有 全て	支出をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し	
徳島県		○				200	無	5	可	・議会図書室で閲覧 ・県議会ホームページに掲載(領収書等の添付書類を除く。)	有 全て	・全ての支出について領収書等(政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面をいう。)の写しを添付しなければならない。 ・社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(支払証明書)をもって領収書等の写しに代えることができる。	
香川県		○				300	有 香川県特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
愛媛県		○				330	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	
高知県			○			280	無	5	可	議会図書室に常備	有 全て		
福岡県	○					500	無	5	可	ホームページへ掲載 個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書(領収書を徴することが出来ないもの及び銀行口座からの自動引き落としやクレジットカード払いによる支払いで、領収書の発行がない場合)	
佐賀県	○					300	無	5	可	何人も閲覧可能	有 全て	領収書等の写しを添付	

都道府県名	交付の対象					議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取		収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考	
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	意見聴取した第三者 (機関)等の名称		有	無		可	不可	添付が義 務付けと なる金額	添付の義務付けの内容		
															内容
長崎県			○			300	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・事務所家賃、人件費（継続して 雇用する者に限る）への政務活動 費の充当が全額充当の場合は、契 約書の写し。 海外への視察については行程 表。	
熊本県				○	①会派に交 付②議員に 交付③会派 及び議員に 交付、の3 つの方法か ら会派毎に 選択	300	無		5	可	議会図書室において何人も閲覧可能	有	全て	全ての支出に対して領収書等証拠 書類の写しの添付が必要	
大分県	○					300	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・県外、海外での政務活動費調査 研究報告書	
宮崎県			○			300	無		5	可	議会事務局総務課に常備 個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の支 出証拠書類 ・領収書等を取得しがたい場合は 支出証明書	
鹿児島県	○					300	無		5	可	事務局での公開及びホームページへ 掲載	有	全て	収支報告書には、事業実績報告書 (別記第5号 様式)及び政務活 動費の支出に係る領収書その他の 証拠書類（以下「証拠書 類等」 という。）の写しを添付するもの とする	
沖縄県			○			250	無		5	可	沖縄県議会事務局総務課内での閲覧 による	有	全て	収支報告書を提出するときは、政 務活動費による支出に係る領収書 その他の証拠書類の写し（証拠書 類を徴することが困難であると認 められる場合は、議長が別に定め る書類。）を併せて提出しなけれ ばならない。	会派100千円 議員150千円
合計	14 団体	9 団体	20 団体	4 団体			有	3団体		可	47団体	有		47団体	

②市町村分

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取の有無及 び第三者（機関）名	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考		
		会派の み	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					意見聴取した第三者 (機関) 等の名称	収支報告書の公開の方 法	添付が義務 付けとなる 金額		添付の義務付けの内容	
															内容
北海道	札幌市	○				400	有	札幌市特別職報酬等審 議会	5	可	議会図書室に常備 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の 証拠書類	
北海道	函館市	○				45	無		5	可	ホームページへ掲載、 個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書および領 収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の使途に関す る資料 ・出張報告書	
北海道	小樽市	○				15	無		5	可	市の情報公開制度によ り個別請求	有	全て	全ての支出に係る領収書（旅費等 場合によっては疎明書で可）	
北海道	旭川市				○	80	有	旭川市特別職報酬等審 議会	5	可	ホームページ、議会図 書室での閲覧	有	全て	領収書等の証拠書類の写しを添付	
北海道	室蘭市			○		20	無		5	可	個別の閲覧請求 収支内訳はホームペー ジへ掲載	有	全て	・すべての支出に係る領収書	
北海道	帯広市				○	30	有	帯広市特別職報酬等審 議会	5	可	ホームページ及び行政 推進室内「情報室」に おいて公開	有	全て	・支払調書 ・調査、研修報告書	
北海道	北見市	○				30	有	北見市特別職報酬等審 議会	5	否	・情報公開請求による 公開 ※収支報告書と同様の 内容をホームページに 掲載	有	全て	領収書その他の証拠書類の写し ※その他の証拠書類の写し ・支払調書 ・政務活動報告書 ・旅費の支出に係る旅費内 訳表及び旅費計算書 ・会派が発行した広報誌、 報告書等の印刷物	
北海道	岩見沢市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開条例に基づく	有	全て	・全ての使途について領収書添付 ・旅費については、旅費計算書添 付	
北海道	網走市	○				20	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
北海道	留萌市				○		無	支給凍結 (H21～)	8	可	広報誌・市議会HP	有	全て	・支出伺、領収書 ・行政視察を行った場合、 行政視察結果報告書	
北海道	苫小牧市	○				25	有	苫小牧市特別職報酬等 審議会	5	可	議会ホームページに掲 載	有	全て	全ての使途について領収書添付 旅費については、旅費計算書添付	
北海道	稚内市		○			30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他の証拠書類	
北海道	美唄市			○		8	無		5	可	個別の閲覧請求	無			
北海道	芦別市	○				7	有	特別報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	支出に係る領収書等の証拠書類の 写し	
北海道	江別市	○				15	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載	有	全て	領収書等の証拠書類	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容											
北海道	紋別市	○					20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
北海道	名寄市	○					10	無		5	可	議会事務局に常備し、個別の閲覧請求に対応	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類 ・政務活動費に係る収支及び活動報告書	
北海道	三笠市			○			4	有	市民の意見を聞く会(第三者機関)	5	可	個別の閲覧請求	有	すべて	領収書等の支出証拠書類	
北海道	根室市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全額	収支報告明細書 支払伝票 支払証明書 旅費等明細書 旅費等明細書 備品台帳 受払簿	
北海道	千歳市			○			3	無		5	可	個別閲覧請求・ホームページ掲載	有	全て	支出に係る内訳書及び領収書	
北海道	滝川市				○	会派又は会派無所属議員	11	無		5	可	ホームページへ掲載	有	全て	・領収書、視察調査報告書	
北海道	砂川市	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・すべての支出に係る領収書	
北海道	深川市	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等	
北海道	登別市	○					10	無		5	可	ホームページ	有	全て	全ての支出に係る領収書 政務活動・成果報告書	
北海道	伊達市				○	会派又は会派に属さない議員	10	無		5	可	個別の閲覧請求(開示請求)	有	全て	全ての支出に係る領収書	
北海道	恵庭市	○					12.5	無		5	可	ホームページ及び議会だよりに掲載	有	全て	全件写しの添付会計帳簿及び領収証の書類は会派にて保管5年間保管	
北海道	北広島市	○					13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(調査旅費における活動内容の報告書)	
北海道	石狩市	○					8	有	特別職報酬等審議会	5	可	議会事務局及び総務部で写しを保存、閲覧可 議会だよりに掲載(議会だよりはホームページで公開しているのでそれをホームページで閲覧可)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
北海道	南幌町		○				8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
北海道	長沼町		○				8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
北海道	栗山町		○				8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	収支報告書を提出するときは、領収書等を添付する等	
北海道	当別町			○			10	無		5	可	個別の情報開示請求	有	全て	全ての支出に係る領収書・調査研究における活動内容の報告書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
北海道	京極町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
北海道	福島町		○				5	無		5	可	広報やホームページ	有 全て	全ての支出に係る領収書		
北海道	上ノ国町		○				10	無		5	可	上ノ国町情報公開条例に基づく公開請求による。	有 全て	全ての支出に係る領収証その他の支出を証するべき書面		
北海道	せたな町		○				10	無		5	可	・せたな町情報公開条例による ・議会だよりで決算状況を公表する。	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
北海道	東神楽町		○				7	無		10	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容報告書 ・研修費における研修会資料		
北海道	上川町		○				10	無		5	可	請求	有 全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える。		
北海道	東川町			○			16	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える		
北海道	下川町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
北海道	美深町			○			13	無		5	可	請求による	有 全て	全ての支出に係る領収書		
北海道	美幌町		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類		
北海道	音更町	○					8	無		5	可	個別の閲覧請求一部、ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書及び証拠書類 ・調査の日程及び調査内容等の概要		
北海道	鹿追町			○			10	有	第三者審議会	5	可	HP及び文書	有 全て	収支報告書に領収書(写)添付要		
北海道	釧路町			○			15	無		10	可	個別での閲覧請求HP・広報での掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書		
計	45団体	18 団体	12 団体	10 団体	5 団体		10 団体			44 団体			44 団体			
青森県	青森市			○			90	無		5	可	個別の閲覧請求ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・印刷代を支出した場合は、その印刷物(コピー可)		
青森県	八戸市	○					80	無		5	可	個別の閲覧請求ホームページ及び議会だよりへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書(旅費については、旅費計算書を添付)		
青森県	黒石市		○				10	無		5	可	請求	有 規定なし			
青森県	五所川原市	○					30	無		5	可	個別に閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
青森県	十和田市	○					30	無		5	可	議長に対する閲覧の請求による	有 全て	全ての支出に係る領収書		
計	5団体	3 団体	1 団体	1 団体						5 団体			5 団体			
岩手県	盛岡市		○				50	有	盛岡市議会政務調査費検討懇話会	5	可	閲覧(有料複写可)	有 全て	全ての支出に係る領収書		
岩手県	宮古市		○				13	無		5	可	閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容				
					内容												
岩手県	大船渡市			○			7	有	大船渡市特別職報酬等審議会	10	可	閲覧の請求があったとき	有	全て	領収書を添付 (会派又は議員は10年間保存)		
岩手県	花巻市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・成果品(会報や視察に係る報告書等)		
岩手県	北上市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等		
岩手県	久慈市	○					5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書		
岩手県	遠野市		○				5	無		5	可	市ホームページに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書の内容により、内訳書等添付の必要がある場合にはその内容の分かる書類		
岩手県	一関市			○			15	有	一関市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
岩手県	陸前高田市			○			8	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書		
岩手県	釜石市	○					13	無		5	可	ホームページへ掲載 個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
岩手県	二戸市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の証拠書類を添えて		
岩手県	八幡平市				○	会派及び会派に属さない議員	20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類		
岩手県	奥州市		○				12	無		10	可	議会広報、閲覧	有	すべて	・全ての支出に係る領収書 ・調査旅費を支出した場合は、行程表及び視察報告書を添付		
岩手県	滝沢市			○			15	無		5	可	個別の閲覧請求	有	すべて	領収書その他の支出を証すべき書面		
岩手県	紫波町	○					5	無		5	可	閲覧、ホームページ	有	すべて	支出に係る領収書その他支出を証する書類		
計	15団体	3 団体	6 団体	5 団体	1 団体		3 団体			15 団体			15 団体				
宮城県	仙台市			○			350	無		5	可	議会事務局の受付において、収支報告書等閲覧請求書に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、議会事務局長が指定する場所で閲覧することができる。	有	全て	当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し		
宮城県	石巻市				○	会派又は会派に属さない議員	30	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができないものは、会派代表者の政務活動費支出証明書を添付する。)		
宮城県	塩竈市	○					20	有	塩竈市特別職給料等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他支出の内容を証するものを添付		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
宮城県	気仙沼市			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	(気仙沼市議会政務活動費の交付に関する条例より抜粋) 領収書その他内容を証する書類の写しを添付しなければならない。徴し難い事情がある場合は、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書類をもってこれに代えることができる。	
宮城県	白石市	○					5	無		5	可	議会事務局に常備	有 全て	全ての支出に係る領収書 研究研修費、調査旅費における報告書等	
宮城県	名取市	○					12	無		10	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
宮城県	角田市	○					5	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他の内容を証する書類を添付	
宮城県	多賀城市			○	会派、無会派議員		15	無		10	可	個別の公文書開示請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料	
宮城県	登米市				○ 会派及び会派に属しない議員		25	無		5	可	個別の閲覧請求、ホームページへ掲載	有 全て	条例により領収書、その他の証拠書類の写しを添付することとしている。	
宮城県	栗原市			○			25	無		5	可	個別の閲覧請求、ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
宮城県	東松島市				○ 会派及びみなし会派		10	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・会派宛での領収書 ・会派の代表者による支払証明書(領収書を徴することができないものを対象)	
宮城県	大崎市				○ 会派又は会派に属さない議員		10	無		5	可	開示請求 ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書(支払証明書)	
宮城県	大河原町	○					5	無		5	可	ホームページへ掲載	無		
宮城県	柴田町				○ 会派又は議員		4	無		5	可	町情報公開条例に基づく開示請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
宮城県	丸森町			○			8	無		5	可	情報公開請求による。	有 全て	全ての支出に係る領収書の写し	
宮城県	松島町			○			7	有	松島町議員報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 すべて	領収書すべて	
宮城県	七ヶ浜町				○ 会派又は議員の選択制		8	有	七ヶ浜町特別職給料等審議会	5	可	情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開	有 全て	領収証その他の支出を証する書面を添えて提出。	
宮城県	利府町	○					15	有	特別職給料等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書 (領収書を徴することができない場合は、会派の代表者が作成する支払い証明書をもって代えることができる。)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
宮城県	大和町			○		5	無	5	可	個別の閲覧請求 ※条例に基づき閲覧可 ※規程により議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない)	有 全て	条例により領収書その他の支出を証すべき書面を添付することとしている		
宮城県	大郷町			○		5	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
宮城県	富谷町			○		15	有 特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
計	21団体	6 団体	6 団体	9 団体	6 団体		7 団体		21 団体		20 団体			
秋田県	秋田市	○				100	有 秋田市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書 ・視察時の所感 ・その他内容を証明できる証拠書類		
秋田県	能代市		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求 議会だより、ホームページへの掲載	有 全て	旅費は市職員旅費規程に準じて支給する。(領収書不要)それ以外は全ての支出に係る領収書		
秋田県	横手市		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類		
秋田県	大館市		○			15	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書には支出の内容が記載されているものとし、記載のないものは内訳書を添付すること		
秋田県	男鹿市		○			8	有 男鹿市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書等		
秋田県	湯沢市				○ 会派及び会派に属さない議員	5	有 特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書等証拠書類		
秋田県	鹿角市		○			5	有 鹿角市特別職報酬等審議会	5	可	鹿角市情報公開条例に基づく閲覧及び写し交付	無			
秋田県	由利本荘市				○ 会派及び会派に属しない議員	10	無	5	可	窓口閲覧	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付		
秋田県	大仙市	○				15	有 大仙市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	支出を証明する書類(領収書、振込依頼書、その他これらに類する書類)		
秋田県	にかほ市				○ 会派及び会派に属しない議員	10	有 にかほ市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収 ・調査研究報告書 ・研修会等の開催通知など ・広報紙等の成果費など		
秋田県	仙北市		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類		
計	11団体	2 団体	6 団体	6 団体	3 団体		6 団体		11 団体		10 団体			
山形県	山形市		○			100	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	実費支出を原則とし、領収書またはその他支払の証明できる証拠書類の添付を要する		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
山形県	米沢市		○			23	有	米沢市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書 (米沢市議会政務活動費報告書)	
山形県	鶴岡市			○		30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山形県	酒田市			○		25	無		5	可	情報公開請求による公開	有	全て	全ての支出に係る領収書（旅費規程により支出されるものを除く）	
山形県	新庄市	○				15	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	証拠書類等	
山形県	寒河江市	○				12.5	有	市特別職報酬等審議会（当初）	5	可	寒河江市情報公開条例の規定に基づき個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類（支払証明書等）	
山形県	上山市			○		10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山形県	村山市	○				10	有	市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山形県	長井市		○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山形県	天童市	○				13	無		5	可	議会事務局で閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	
山形県	東根市	○				12.5	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の原本添付	
山形県	尾花沢市	○				5	無		5	可	尾花沢市情報公開条例（平成10年条例第3号）に基づいて処理	有	全て	収入及び支出に係る領収書等の証拠書類を添付	
山形県	南陽市	○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容。）	
山形県	大江町		○			5	無		4	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面	
山形県	川西町		○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山形県	白鷹町		○			5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	
山形県	飯豊町		○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
計	17団体	7 団体	7 団体	3 団体			4 団体			17 団体		17 団体			
福島県	福島市	○				100	無		6	可	市役所の市民情報室にて随時閲覧可能	有	全て	概算払いである旅費以外は基本的に添付	
福島県	会津若松市	○			会派は所属議員が1人場合を含む。	35	無		5	可	閲覧の請求	有	全て	会計帳簿、領収書その他収支内容を明らかにする書類	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容									
福島県	郡山市	○					100 有	郡山市政務活動費審議会	5	可	・個別の閲覧請求 ・郡山市情報公開条例に基づく開示 ・議会ホームページ、議会だよりへ掲載(収支報告一覧)	有 全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容) ※ただし、旅費については、職員の旅費の取り扱いを準用して支給するため、航空運賃の領収書以外は不要	
福島県	いわき市	○					110 有	特別職報酬等審議会委員	7	可	市の区域内に住所を有する者等 ※情報公開制度による開示請求が必要。	有 全て	支出1件ごとに作成し、支出内訳を記載し領収書等を貼付する。支出の内容に応じて「契約書(写)」「明細書」「調査等報告書」等の書類を添付する。	
福島県	白河市		○				20 無		5	否		有 全て	領収書等証拠書類	
福島県	須賀川市	○					30 有	須賀川市特別職報酬等審議会	5	可	議会図書室での閲覧	有 全て	政務活動事業実績書、領収書等の証拠書類	
福島県	喜多方市	○					20 有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又は、その写しを添付。	
福島県	相馬市	○					10 無		5	可	閲覧の請求により	有 全て	会計帳簿、領収書その他収支内容を明らかにする書類	
福島県	二本松市	○					10 無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができない場合は、支出した本人が作成し、経理責任者が署名した支払証明書	
福島県	田村市			○			20 無		5	可	議長に対して個別に閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
福島県	南相馬市	○					15 有	南相馬市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書等の証拠書類の写し(交通費・宿泊費を除く)	
福島県	伊達市			○			30 無		5	可	閲覧、ホームページ	有 全て	領収書の原本を添付。領収書には、原則として品名を明記する。やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による。	
福島県	本宮市			○			10 無		5	可	窓口閲覧	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類	
福島県	西郷村			○			20 無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他の支出を証すべき書面	
福島県	浪江町		○				5 無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収証その他支出を証すべき書面	
計	15団体	9 団体	2 団体	4 団体			5 団体		14 団体			15 団体		
茨城県	水戸市	○					90 無		5	可	水戸市議会情報公開条例に基づき公開	有 全て	支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類	
茨城県	日立市	○					45 無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容											
茨城県	土浦市				○	会派又は議員の選択制	25	有	土浦市特別職報酬等審議会	5	可	個別の情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
茨城県	古河市		○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・領収書またはこれに準ずる書類(政務活動費を使用して視察を実施した場合は視察報告書)	
茨城県	石岡市	○					13	無		5	可	市の情報公開条例に基づき公開	有	全て	支出に係る領収書(ただし、領収を徴しがたい場合は、支出証明書等の支出を証する証拠書類)	
茨城県	結城市			○			10	無		5	可	情報公開制度による閲覧又は写しの交付	有	全て	全て。但し、交通費等は旅費計算書に代えることができる。	
茨城県	龍ヶ崎市		○				4	無		5	可	ホームページ掲載、情報公開請求による	有	全て	その収支を証する書類	
茨城県	下妻市	○					5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書	
茨城県	常総市	○					10	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出にかかる領収書 ・備品購入時における備品台帳 ・研究研修費における研修報告書、研修資料等	
茨城県	常陸太田市	○				会派(所属議員が1人の場合を含む)	15	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書 領収書を徴することが出来ないものについては、それに代わる証拠	
茨城県	高萩市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
茨城県	北茨城市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書、政務活動費支出書、視察調査(研究・研修会参加)報告書、書籍購入台帳、備品台帳	
茨城県	笠間市		○				25	無		5	可	笠間市情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求による	無			
茨城県	取手市	○					8	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における行程表 ・研修費における日時・概要等を記したもの ・広報費における会派広報紙、報告会の場合は案内等 ・広聴費における案内等 ・要請・陳情活動費における内容を記したもの ・会議費における概要を記したものの ・資料購入費における図書の表紙、購読紙 ・人件費における雇用内容を証明するもの ・事務所費における賃借契約書等	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容
					内容										
茨城県	牛久市			○			8	無	可	情報公開請求手続による	有	全ての金額	交通機関利用料等で領収書を徴することができないものを除く全ての支出について領収書の添付を義務付けている		
茨城県	つくば市	○					30	有	可	情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書（交通費等領収書の発行が困難な場合に、その経費を要した事項について記載し、会派代表者が署名捺印したもの）		
茨城県	ひたちなか市	○					45	無	可	情報開示請求	有	支出対象全て	支出根拠を明らかにできる書類等		
茨城県	守谷市	○					10	無	可	・個人の閲覧請求 ・ホームページへの掲載	有	全て	領収書等の証拠書類及び規則別表に規定する各書類		
茨城県	那珂市		○				20	無	可	個別の閲覧請求	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付）書類の内容		
茨城県	筑西市			○			20	無	可	個別の閲覧請求	有	全て	収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類		
茨城県	つくばみらい市		○				10	無	可	個別の閲覧申請	無				
茨城県	東海村	○					20	無	可	東海村情報公開条例に基づく公開請求・村公式ホームページへの掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書		
茨城県	河内町		○				5	無	可	河内町情報公開条例による	有	全て	収支を証する書類を添えて収支報告書を提出する		
茨城県	境町		○				10	無	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書		
茨城県	利根町			○			5	無	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面の写し		
計	25団体	11団体	9団体	4団体	1団体			3団体		25団体		23団体			
栃木県	宇都宮市	○					100	無	可	議会事務局及び行政情報センターで公開	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・研究研修費及び調査活動費において、研修会等への参加や、先進地調査等を行った際の「政務活動実績報告書」		
栃木県	足利市		○				60	無	可	閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書		
栃木県	栃木市	○					30	無	可	情報公開条例の規定による	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研究研修費及び調査旅費に係る旅費計算票及び支払証明書、視察研修・研修会等報告書 ・市政報告会、研究会に係る開催記録兼報告書 ・人件費に係る勤務実績表		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
栃木県	佐野市		○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	鹿沼市	○					28	無		5	可	議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	小山市		○				42	無		5	可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	真岡市			○			20	無		5	可	個別の情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
栃木県	矢板市				○	会派又は議員	20	無		5	可	情報公開条例に基づく公開請求	有	全て	・現金出納簿 ・備品台帳 ・視察研修、研修会報告書
栃木県	那須塩原市	○					20	無		5	可	議会図書室に常備 ホームページに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を徴することができない場合には、領収書に代わる証書類を備え、その写しを収支報告書に添付する。
栃木県	上三川町				○	会派又は会派に属さない議員	10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	益子町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
栃木県	茂木町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	市貝町			○			5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
栃木県	芳賀町			○			5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書と報告書
栃木県	壬生町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 押印のない領収書については、支払証明書を添付
栃木県	野木町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面
栃木県	岩舟町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書(コピー) ・視察研修、研修会等報告書
計	17団体	4 団体	4 団体	7 団体	2 団体					17 団体			17 団体		
群馬県	前橋市	○					100	無		5	可	・情報公開コーナーに常備 ・ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類 ・その他の必要書類(各経費共通) 旅費/旅費支給内訳書 視察の実施/行政視察(研修)報告書 研修会等の開催/研修会等実施報告書 備品購入/備品台帳の写し

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
群馬県	高崎市			○		83	無		5	可	情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
群馬県	桐生市				○	32	有	桐生市特別職報酬等審議会	5	可	桐生市情報公開条例の規定による	有 全て	全ての支出に係る領収書	
群馬県	伊勢崎市	○				35	無		5	可	・個別の情報公開請求 ・ホームページへ掲載	有 全て	領収書及び金融機関の振込金受取書等（旅費については、市旅費規程による旅費計算書による。）	
群馬県	太田市				○	36	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書・経費の性質上、領収書に代わって添付すべき書類がある場合は、その具体的内容がわかる書類等を添付	
群馬県	沼田市	○				10	無		10	可	個別の閲覧請求（沼田市情報公開条例による）	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察報告書	
群馬県	館林市	○				12.5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他の証拠書類	
群馬県	渋川市	○				10	有	特別職報酬等審議会	10	可	情報公開条例に定めるところによる（概要については、ホームページへ掲載）	有 全て	全ての支出に係る領収書	
群馬県	藤岡市			○		13	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	支出に伴う証書類	
群馬県	富岡市	○				8	無		5	可	個別の閲覧・開示請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類を添付する）	
群馬県	安中市	○				10	無		5	可	情報開示	有 全て	全ての支出に係る領収書	
群馬県	みどり市			○		10	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書	
群馬県	下仁田町			○		2	無		5	可	個別の閲覧請求	無		
群馬県	大泉町			○		13	有	大泉町特別職報酬等審議会条例	5	可	個別請求	有 全て	全ての収支に係る領収書	
計	14団体	7 団体	4 団体	1 団体	2 団体	4 団体	4 団体		14 団体	14 団体		13 団体		
埼玉県	さいたま市				○	340	無	会派又は会派及び議員	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	川越市	○				70	無		5	可	個別の閲覧請求 HPへの掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 但し、費用弁償については公共交通機関利用の交通費（航空賃を除く）・宿泊料（宿泊指定を除く）・日当の領収書の添付は不要	
埼玉県	熊谷市			○		27	無		10	可	情報公開請求	有 全て	「領収書を添付しなければならない」が、添付できない場合は、写しやその支出を証明できる書類等を添付	
埼玉県	川口市			○		180	無		5	可	情報公開請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ※JR、バス等時刻表で金額が明示されており、領収書等を徴することが困難な場合を除く	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容											
埼玉県	行田市	○					10	無		5	可	行田市情報公開条例による	有	全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	秩父市	○					14	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
埼玉県	所沢市		○				70	無		5	可	個別の閲覧請求、収支報告書はHPにて公開	有	全て	原則全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容) 領収書を徴し得ないものにあつては支払証明書(様式による)を求める	
埼玉県	飯能市		○				15	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有	全て	飯能市議会政務活動費の交付に関する規則により、領収書その他の支出を証する書面の写しを添付しなければならないとしている。	
埼玉県	加須市	○					12	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
埼玉県	本庄市		○				16	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
埼玉県	東松山市	○					15	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の支出の事実を称する書類 ・調査研究費における視察結果報告書	
埼玉県	春日部市	○					17	有	特別職報酬等審議会	5	可	春日部市情報公開条例	有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類	
埼玉県	狭山市				○	会派又は会派に属さない議員	20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・領収書を徴しがたい場合は明細書	
埼玉県	羽生市			○			12	無		3	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(例外として領収書の出ないもの・・・旅行会社を通さない場合の電車賃等)	
埼玉県	鴻巣市	○					18	無		5	可	個別の閲覧請求、HPへの掲載	有	全て	領収書の写し	
埼玉県	深谷市	○					25	無		5	可	閲覧請求	有	全て	領収書等の証拠書類の写しを添付	
埼玉県	上尾市	○					25	無		5	可	上尾市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき公開する。	有	全て	収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付する。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取の有無及 び第三者（機関）名	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派の み	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					意見聴取した第三者 (機関) 等の名称	収支報告書の公開の方 法	添付が義務 付けとなる 金額	添付の義務付けの内容	
					内容									
埼玉県	草加市			○			90(※)	無	5	可	情報公開請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書、受領書または振込受領書その他これらに準ずる書類</li> <li>・支出書（第1号様式）</li> <li>・交通費計算書（第2号様式）</li> <li>・旅費計算書（第3号様式）</li> <li>・先進地調査計画書（第4号様式）</li> <li>・先進地調査報告書（第5号様式）</li> <li>・調査委託届（第11号様式）</li> <li>・事務所設置届（第12号様式）</li> <li>・事務職員雇用届（第13号様式）</li> <li>・交通費（ガソリン代）等計算書（第14号様式）</li> <li>・通信料計算書（第15号様式）</li> <li>・タクシー・レンタカー使用理由書</li> <li>・他の団体等の開催する研究会及び研修会の開催要項の写し等資料</li> <li>・研修費により作成した印刷物</li> <li>・広報費により作成した印刷物</li> <li>・広聴費により作成した印刷物</li> <li>・調査委託を行なった場合には、契約書の写し及び成果品</li> <li>・申出書</li> </ul>	
埼玉県	戸田市	○					40	無	5	可	情報公開請求	有 全て	領収書等の証拠書類の原本	
埼玉県	越谷市			○			議員1人当 たり40 会派所属 議員1人当 たり40 計80（無 所属議員 40）	有	5	可	ホームページ	有 全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	蕨市	○					33	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	入間市	○					20	無	5	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報コーナーに常備</li> <li>・個別の閲覧請求</li> <li>・ホームページへ掲載</li> </ul>	有 全て	政務活動費を支出したときは領収書を徴さなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。	
埼玉県	朝霞市			○			20	無	5	可	朝霞市情報公開条例第5条	有 全て	朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条	
埼玉県	志木市		○				20	無	5	可	ホームページ掲載	有 全て	領収書の原本	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
埼玉県	和光市		○				20	無		5	可	ホームページ、行政資料コーナー、市図書館、議会図書室	有 全て	全ての支出に係る領収書その他これに準ずる書類	
埼玉県	新座市	○					20	無		5	可	議会事務局窓口にて閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書(領収書が出ない支出については、会派代表者の支払証明書による提出を求めている。)	
埼玉県	桶川市				○	会派又は無会派議員	20	無		5	可	情報公開制度	有 全て	領収書の写し	
埼玉県	久喜市	○					30	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	・当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面)を添付しなければならない。 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	
埼玉県	北本市	○					20	無		5	可	市議会ホームページ	有 全て	政務活動費使途基準運用指針に基づく	
埼玉県	八潮市	○					8	無		5	可	情報公開請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類	
埼玉県	富士見市	○					20	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページ公開	有 全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	三郷市	○					20	無		5	可	ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書(交通費で領収書を徴しがたい電車、バス等を利用した場合は、利用区間の料金が明示された経路表等を添付する。)	
埼玉県	蓮田市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	坂戸市	○					20	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ収支報告の公開	有 全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の原本	
埼玉県	幸手市		○				10	無		5	可	幸手市情報公開条例による請求	有 全て	原則全ての支出に係る領収書(ただし、視察、研修に係る交通費で、鉄道運賃等の領収書が発行されないものを除く。)	
埼玉県	鶴ヶ島市	○					10	無		5	可	図書室、市HP	有 全て	領収書その他の支出を証すべき書面	
埼玉県	日高市	○					10	無		5	可	議会事務局に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・切符代等領収書が発行されない交通費については、経路及び金額のわかる資料	
埼玉県	吉川市	○					20	無		5	可	ホームページへ掲載	有 全て	領収書またはこれに準ずる書類	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
埼玉県	白岡市	○				10	無		可	(白岡市情報公開条例で定める範囲) ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	原則すべて	電車賃・講師謝礼・その他領収書等を徴するのが困難な場合を除く	
埼玉県	伊奈町	○				7	無		可	・ホームページ ・情報公開請求	有	全て	領収書の原本	
埼玉県	三芳町		○			5	無		可	三芳町ウェブサイト及び議会図書室での閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
埼玉県	滑川町			○		3	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の写し	
埼玉県	嵐山町			○		3	無		可	個別閲覧請求 ホームページに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察研修計画書及び視察研修結果報告書	
埼玉県	小川町	○				5	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
埼玉県	川島町		○			3	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修費における研修資料、日程表等	
埼玉県	鳩山町		○			3	無		可	情報公開請求	有	定めなく全て	領収書、その他支出を証しする書類	
埼玉県	美里町		○			6	無		可	個別の閲覧要求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	神川町		○			6	無		可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	上里町		○			6	無		可	上里町情報公開で定める範囲	有	全て	領収書	
埼玉県	杉戸町			○		10	無		可	・個別の閲覧請求 ・ホームページへの掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
埼玉県	松伏町	○				10	無		可	ホームページ	有	全て	支出は全て領収書等を添付	
計	51団体	26 団体	13 団体	9 団体	3 団体			2 団体		51 団体		51 団体		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
千葉県	千葉市				○	「会派」又は「会派及び議員」の選択制	300	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>1 調査研究費 (1) 視察 活動記録票</li> <li>(2) 調査委託 活動記録票・調査結果報告書等の成果品</li> <li>2 研修費 (1) 研修会の開催 活動記録票・作成資料等の成果品</li> <li>(2) 研修会の参加 活動記録票・開催案内文等</li> <li>3 広報費 (1) 広報紙・ホームページの作成等 広報紙等の成果品、ホームページの新規作成、更新内容がわかるもの</li> <li>(2) 市政に関する報告会の開催 活動記録票・作成資料の成果品</li> <li>4 広聴費 (1) アンケートを実施した場合 活動記録票・作成したアンケート用紙の成果品</li> <li>(2) 広聴会、住民相談会の開催した場合 活動記録票・作成資料の成果品</li> <li>5 要請・陳情活動費 活動記録票</li> <li>6 会議費 (1) 会議等の開催 活動記録票・作成資料等の成果品</li> <li>(2) 会議等の参加 活動記録票・開催案内文等(日程、参加費が分かるもの)</li> <li>(3) 姉妹友好都市交流 活動記録票・内容が分かるもの(招待状等、行程・参加者・参加費等)</li> <li>7 資料作成費 予算要望書の作成</li> <li>8 資料購入費 新聞購読料 自宅で購読する新聞1紙目の領収書</li> <li>9 人件費 職員雇用台帳</li> <li>10 事務・事務所費 事務所の賃借 事務所台帳</li> </ul>	
千葉県	銚子市	○					30	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・領収書が添付できない場合は、支払証明書による。</li> <li>・視察等出張した場合は、出張概要報告書を添付</li> </ul>	
千葉県	市川市	○					80	無	5	可	公文書公開請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る支出伝票、事業実施明細書、収入支出決算書、出張に係る報告書、及び領収書その他支出を証する書類</li> </ul>	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容										
千葉県	船橋市			○			80	無	5	可	議会事務局での閲覧のみ	有	全て	領収書(領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面。)は支出伝票に添付し提出するものとする	
千葉県	館山市	○					8	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
千葉県	木更津市	○					20	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	松戸市			○			50	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	通信交通費及び出張旅費のうち交通費、日当以外の費用について領収書の添付を義務付けている。 ※通信交通費は月額1万円を超えての使用はできない。	
千葉県	野田市	○					22.5	無	5	可	ホームページへ記載	有	全て	全ての支出に関する領収書(領収書を徴することができないときは、支払証明書)	
千葉県	茂原市	○					14	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有	全て	・旅費以外全て添付 ・領収書及びその他支出の明細がわかるもので添付	
千葉県	成田市			○			60	無	5	可	ホームページ、閲覧	有	全て	支出に当たっては、各項目の領収書を全て徴することとする。	
千葉県	佐倉市			○			40	有	5	可	・収支報告書(写)を市政資料室に配架 ・ホームページに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由(1)により領収書を徴することができないときは、会派代表者発行の支払証明書 ・備品購入の際は、備品管理カード ・備品を廃棄する際は、備品移動届	
千葉県	東金市	○					18	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	旭市		○				10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類(領収書の原本)	
千葉県	習志野市	○					300	無	5	可	情報公開コーナーに常設	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができない交通費等については支払証明書)	
千葉県	柏市			○			80 (無所属 50)	無	5	可	行政資料室に、コピーを常備。原本は、事務局にて閲覧に供している。	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	
千葉県	勝浦市	○					7	無	5	可	勝浦市情報公開条例の例による	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	
千葉県	市原市	○			1人会派含む		110	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができない経費(公共交通機関)は「支払証明書兼交通費算定表」を領収書に代わる書類と認める	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
千葉県	流山市		○			40	無		5	可	議会図書室に常備 ホームページへ掲載	有 全て	全てに支出に係る領収書	
千葉県	八千代市	○				30	有	八千代市特別職職員議員報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページ、議会だよりへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書。 路線バスの領収書などは会派出張旅費内訳を添付。全て、支出の明細が分かる書類を添付してもらう。 やむを得ない理由により添付できない場合は会派代表者発行の支払証明書を添付。	
千葉県	我孫子市		○			25	無		5	可	・市役所行政情報資料室に写しを常備 ・ホームページに掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面)	
千葉県	鴨川市	○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
千葉県	鎌ヶ谷市	○				20	有	鎌ヶ谷市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 情報公開条例に基づく開示請求、審査後閲覧	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・電車・バス等を利用した場合で領収書を徴することが一般的でないときは不要とする。但し、支出明細書に利用路線、区間等を明記する。	
千葉県	君津市	○				30	有	特別職報酬審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・活動内容の報告書(研修会開催通知や会議資料、視察報告書など)	
千葉県	富津市			○		10	無		10	可	閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	浦安市			○		30	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲示 議会図書室での閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	四街道市	○				20	無		5	可	情報公開請求による	有 全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	袖ヶ浦市	○				20	有	袖ヶ浦市特別職報酬等審議会	10	可	個別の閲覧請求	無		
千葉県	八街市	○				25	有	特別職報酬審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	視察を行った場合：視察報告書 研修に参加の場合：案内文、当日資料等	
千葉県	印西市	○				30	無		5	可	行政情報コーナー	有 全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	白井市		○			30	無		5	可	議会事務局にて閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書(航空賃及び新幹線等については、領収書又はそれに準じる書類を添付する)	
千葉県	富里市		○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類	
千葉県	南房総市			○		10	無		5	可	情報公開条例の定めるところ	有 全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	匝瑳市		○			13	無		5	可	個別の閲覧請求	無		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
千葉県	香取市			○		10	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書を徴することができない場合は、支払証明書をもって代えることができる。)	
千葉県	山武市	○				15	有	山武市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	いすみ市			○		3.5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の添付	
千葉県	大網白里市			○		4	無		5	可	大網白里市情報公開条例第5条による情報公開条例に基づく公開	有	全て	収支報告書に係る全ての領収書	
千葉県	一宮町			○		1	無		5	可	個別の閲覧、請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	睦沢町		○			3	無		5	可	規定なし	無			
千葉県	長生村		○			3	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準じる書類	
千葉県	白子町			○		5	無		5	可	情報公開条例	有	全て	全ての支出に係る領収証その他支出を証すべき書面	
千葉県	長柄町		○			5	無		5	可	議会事務局	有	全て	全ての支出に係る領収書	
千葉県	長南町		○			4	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出する	
千葉県	大多喜町			○		4	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出する	
千葉県	御宿町			○		4	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出する	
計	45団体	19団体	10団体	15団体	1団体			9団体			45団体		41団体		
東京都	千代田区	○				150	有	千代田区議会政務活動費交付額等審査会	5	可	情報公開制度	有	全て	全ての支出に係る領収書の原本	
東京都	中央区			○		130	無		5	可	庁舎内での閲覧、写しの交付	有	全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	港区	○				150	有	港区特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に関する領収書 ・委託費、委託事項(内容)、委託機関、経費等を明確にした報告書 ・視察については、調査項目、視察地、資料等の報告書 ・会派で臨時職員を雇用した場合は、機関、業務内容、雇用条件等を記載した報告書	
東京都	新宿区	○				150	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書原本等	
東京都	文京区			○		140	無		5	可	情報公開条例による閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	台東区	○				125	有	※額の変更にあたっては、学識経験者等の意見を求めるものと条例に規定している。(具体的名称はなし)	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
東京都	墨田区	○					140	有	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会〔意見聴取時（H13.3.9）の名称：墨田区特別職報酬等及び政務調査費審議会〕	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書に加え、添付すべき書類がある場合（原本の添付）	
東京都	江東区	○					200	有	江東区特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求条例により請求があった場合に公開	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・視察・調査に係る報告書又はそれに類する報告書、資料等 ・契約書 ・成果物 ・研修内容及び実績が確認できる書類 ・案内状等 ・利用明細書 ・雇用台帳（写）	
東京都	品川区				○	会派又は議員	190	有	特別職報酬審議会	5	可	情報公開	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類（SUIKA等の現金チャージ式のカード利用の際は使用区間・運賃等の記録履歴）	
東京都	目黒区				○	会派又は議員の選択制	120	無		5	可	支出先を除き、ホームページへ掲載 （領収書は、個人情報の箇所を除き、開示請求により公開）	有	全て	領収書等の証拠書類の原本添付 1回3万円以上の調査研究費及び研修費については、報告書を添付	
東京都	大田区	○					230	無		5	可	公文書の開示請求による	有	全て	領収書等の証拠書類は、政務活動費出金伝票に貼付し、内容等を記載して会計帳簿へ添付しなければならない。	
東京都	世田谷区				○	会派又は議員の選択制	240	有	世田谷区特別職報酬等審議会	5	可	ホームページへの掲載	無			領収書等については、収支報告書への添付は義務付けていないが、区議会のホームページに掲載して公表することを義務付けている。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容									
東京都	渋谷区	○				200	有	渋谷区政務調査費検討委員会	5	可	・会派別年間収支報告書はホームページで公開 ・会派別四半期別収支報告書等は個別の情報公開請求による	有 全て	全ての支出に係る領収書原本	
東京都	中野区	○				150	無		5	可	個別の情報公開請求	有 1件1万円以上	1件1万円以上の領収書原本	
東京都	杉並区			○		160	有	杉並区特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	豊島区	○				150	有	豊島区特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書等の証拠書類の原本及び会計帳簿の写しを添付	
東京都	北区	○				150	有	区長部局が、額を定めるに当たっては特別職報酬等審議会に意見聴取を行う。	5	可	北区議会政務活動費の交付に関する条例又は、北区情報公開条例の規定により行う。	有 全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	荒川区	○				80	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	板橋区				○	180	有	東京都板橋区政務活動費審議会	5	可	会計帳簿、領収書その他の証拠書類は情報公開請求による収支報告書のみHPで公開している	有 すべて	・領収書 ・調査研究費 視察報告書(宿泊を伴う場合、レンタカー借上げ時)、委託契約の契約書 ・研修費 プログラム等 ・広報費 成果物(3万円以上)、委託契約の契約書 ・資料作成費 成果物(3万円以上) ・資料購入費 表紙のコピー等 ・人件費 雇用契約書、委託契約書 ・事務所費 賃借契約書、備品購入の備品台帳 ・事務費 通信料の明細、備品購入の備品台帳、切手・はがき購入(100枚以上一括購入)の受払簿、委託契約の契約書	
東京都	練馬区	○				210	無		3	可	情報公開条例による	有 全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	足立区				○	160	有	足立区特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	平成19年6月1日より、すべての支出に関して領収書等の証拠書類の添付を義務付け	
東京都	葛飾区				○	180	有	区議会政務調査費に関する懇談会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
東京都	江戸川区	○				200	有	江戸川区政務活動費審議会	5	可	・個別の請求による情報提供 ・ホームページへ掲載	有 全て	領収書等の証拠書類	
計	23団体	14 団体	3 団体	6 団体			16 団体			23 団体		22 団体		
東京都	八王子市	○				60	無		5	可	八王子市情報公開条例による公文書公開請求に基づく公開	有 全て	全てに支出に係る領収書。ただし、管外視察の旅費については、「市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に準じる旅費内訳書。	
東京都	立川市			○		50	無		5	可	市政情報コーナー及びホームページ	有 全て	原則すべての領収書（領収書が出ない公共交通機関利用を除く）	
東京都	武蔵野市		○			40	無		5	可	市政資料コーナー及びホームページ	有 全て	当該市政調査研究費の支出に係る領収書その他支出を証明する書類の写し	
東京都	三鷹市	○				27	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	全ての領収書（原本）	
東京都	青梅市		○			30	有	青梅市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求（証拠書類等写し含む）、 ホームページへの掲載 （収支報告書のみ）	有 全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類の原本	
東京都	府中市	○				45	無		5	否	情報公開請求	有 全て	領収書を徴収できない支出の場合や、やむを得ない事由により領収書を紛失した場合は「支払証明書」を作成し添付すること。	
東京都	昭島市		○			20	無		5	可	議会事務局内での閲覧	有 全て	領収書、領収書が徴せない場合、 政務活動費支出項目別明細書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
東京都	調布市	○					25	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>資料印刷費に係る印刷物</li> <li>郵便料に係る内訳明細書</li> <li>鉄道旅客運賃に係る支出伝票(経路及び運賃を記載)</li> <li>船舶旅客運賃に係る運賃の等級がわかるもの</li> <li>航空機旅客運賃に係る航空券半券</li> <li>バス乗車運賃に係る支出伝票(経路及び運賃を記載)</li> <li>レンタカー利用に係る内訳明細書</li> <li>宿泊費に係る内訳書</li> <li>研究会等出席に係る研究会等開催案内</li> <li>広報紙等印刷に係る内訳明細書</li> <li>事務機器購入(税抜額3万円以上の機器)に係る備品台帳</li> <li>事務用消耗品の購入に係る内訳明細書</li> <li>図書購入に係る内訳書</li> <li>データベース使用料に係る内訳明細書</li> <li>雇用賃金に係る雇用契約書</li> </ul>	
東京都	町田市	○					60	有	町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会	5	可	希望により情報提供として公開	有	全て(1円以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本を添付</li> <li>領収書を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書を添付</li> </ul>	
東京都	小金井市	○					30	無		5	可	議会図書室・情報公開コーナー等に常備	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>領収書の発行が困難な場合は、請求書又は請求額が明らかとなる書類と利用明細書、引落明細書、払込受領証等を併せて提出し、使途明細を記載した支払証明書を添付</li> </ul>	
東京都	小平市	○					30	無		5	可	小平市情報公開条例に基づく公開請求の手続きを経て公開する。	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書又はこれに代わる書類(受領書、振込受領書等)</li> </ul>	
東京都	日野市	○					45	有	日野市特別職報酬等審議会	3	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> </ul>	
東京都	東村山市	○					13	無		5	可	情報公開請求による	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>参加した研修会等の資料</li> <li>視察報告書</li> </ul>	
東京都	国分寺市		○				20	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求による	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出に対してはすべて領収書を必要とする。</li> </ul>	
東京都	国立市	○					10	無		5	可	国立市情報公開条例による	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書等</li> </ul>	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
東京都	福生市	○					20	無	5	可	ホームページまたは帳簿閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書が出ない公共交通機関利用を除く。また、振込手数料など領収書が出ない場合は、その金額が記載された明細書、通帳の写しなど)	
東京都	狛江市	○					25	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
東京都	東大和市				○	会派又は会派に属さない議員	11	無	5	可	・平成26年度分政務活動費から、会派別項目別支出額の内訳について、ホームページで公開していく。 ・領収書等の詳細については、情報公開請求で対応する。	有	全て	領収書(ただし、領収書が不完全な場合は、会派代表者による支払証明書に代えることが可)、振込み金受領証、その他収支に関する書類(研究研修費における研究会・研修会の資料等)	
東京都	清瀬市	○					10	無	5	可	情報公開条例に基づく	有	全て	領収書等(原本又はそれを証する書類)	
東京都	東久留米市	○					8	無	5	可	情報公開請求により	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
東京都	武蔵村山市	○				一人会派含	10	無	5	可	公文書開示請求	有	全て	経費の支出を証する書類	
東京都	多摩市	○					26	有	5	可	多摩市使用料及び補助金等検討審査委員会 閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
東京都	稲城市	○					25	有	5	可	特別職報酬等審議会 個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の原本の添付	
東京都	羽村市	○					15	有	5	可	議会図書室にて常備 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(入手困難な場合は、支出証明書)	
東京都	あきる野市	○					20	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(振込手数料など、経費の性質上、領収書がない場合は、その金額が記載された明細書など)	
東京都	西東京市	○					20	無	5	可	議会図書室での閲覧、 議会報・ホームページでの公開	有	全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	瑞穂町		○				8	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	日の出町	○					4	無	5	可	議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	
東京都	檜原村			○			3	無	5	否		無			
東京都	奥多摩町	○					5	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 調査研究費における活動内容の報告書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
東京都	大島町		○				7	無	5	可	情報公開条例に基づく公開	有	全て	全ての支出に係る領収書	
計	31団体	22 団体	6 団体	2 団体	1 団体		8 団体		29 団体			30 団体			
神奈川県	横浜市				○	会派又は議員の選択制	550	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	政務活動費支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを添付	
神奈川県	川崎市				○	「会派」又は「会派及び当該会派所属議員」の選択制	450	無	5	可	一般の閲覧に供する	有	全て	政務活動記録票、支出伝票、支出伝票一覧表、領収書など	
神奈川県	相模原市				○	会派又は会派に所属しない議員	100	無	5	可	閲覧(申出により即日閲覧可能)	有	全て	領収書等の証拠書類その他議長が定める書類  (例) ※詳細は「政務活動費マニュアル」に掲載 ・研究研修費：研究会等を開催した場合や研究会等に参加した場合には、研究研修・調査報告書を作成し、支出書に添付すること。 ・調査旅費：視察を行った場合には、研究研修・調査報告書を作成し、支出書に添付すること。 ・資料作成費：調査委託を行った場合には、支出書に契約書の写し及び成果品を添付すること。	
神奈川県	横須賀市				○	原則議員だが会派全員の合意があれば会派	139	無	5	可	・市政情報コーナーにて閲覧可能 ・ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(支出内容の明細なども)	
神奈川県	平塚市		○				50	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
神奈川県	鎌倉市			○			50	無	5	可	情報公開請求	有	全て	領収書等の写の添付	
神奈川県	藤沢市	○					80	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	原本を添付(紛失した場合は支払確認書を記帳)	
神奈川県	小田原市		○				65	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に対して領収書を添付	
神奈川県	茅ヶ崎市	○					40	無	5	可	市役所内の市政情報コーナーにおいて閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書。(ただし交通費は添付なし。) また、行政視察等の場合は政務活動報告書、会場借上費の場合は内容のわかる報告書、印刷製本費の場合は成果物など、支出を明らかにする書類の添付を求めている。	
神奈川県	逗子市				○	議員又は会派	16.5	無	5	可	情報公開請求による	有	全て	領収書又はこれに準じる書類	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
神奈川県	秦野市				○	会派又は会派に所属していない議員	35	有	商工会議所、自治会連合会、西湘地域連合、農協の4団体の代表及び学識経験者	5	可	ホームページに掲載	有	全て	交通費・宿泊費の支出については、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の規定により算出した計算書をもって、車賃については、政務活動に使用する自家用自動車運転報告書をもって領収書に代えることができる（海外行政視察を除く）。 研究・研修会参加及び行政視察、並びに要請・陳情活動実施の際は、届出書及び報告書を提出する。
神奈川県	厚木市	○					60	無		5	可	情報公開請求による	有	全て	全ての支出に係る領収書（公共交通機関等の運賃や紛失等で領収書がない場合は政務活動費支払証明書に経理責任者が押印したものを提出）
神奈川県	大和市				○	会派又は会派に所属しない議員	35	有	参考人招致	5	可	窓口及び市ホームページ	有	全て	研修・視察等の旅費のうち定額のもの（電車、バス等）を除く全ての支出に係る領収書
神奈川県	伊勢原市	○					20	有	特別職報酬等審議会	5	可	ホームページ等に掲載 領収書等は伊勢原市情報公開条例第5条の規定による	有	全て	原則全ての支出に係る領収書
神奈川県	海老名市	○					18	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全部	調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など
神奈川県	座間市				○	会派又は会派に属さない議員	16.5	無		5	可	座間市情報公開条例及び座間市個人情報保護条例の公開等に関する規定に基づく	有	全て	議会活動広報紙、報告書等の作成費用における成果物の添付
神奈川県	南足柄市				○	会派又は会派に属さない議員	10	有	南足柄市特別職報酬等審議会	5	可	ホームページで公開	有	全て	全ての支出に係る領収書等
神奈川県	綾瀬市	○					12.5	無		5	可	・個別の閲覧請求 ・経費別の合計金額は、ホームページ及び市議会報へ掲載	有	全て	・旅費以外は、全て添付（旅費は、積算根拠を添付） ・調査研究費における活動内容報告書、研修費における研修内容報告書

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
神奈川県	葉山町			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・団体等への会費について、団体等の概要がわかるもの</li> <li>・研修会、研究会、講座等について、内容のわかるもの</li> <li>・調査を委託した場合は、委託先や調査内容がわかるもの</li> <li>・視察報告書</li> <li>・高速道路料金でETCを利用した場合は、料金の確認ができる明細書</li> <li>・主催者側において宿泊料が設定されている場合は、金額が明記された開催通知等</li> <li>・広報紙等を作成した場合、その成果物(1部)</li> <li>・議会報告会等を開催した場合、内容のわかるもの</li> <li>・要請・陳情等の相手先及び内容が分かるもの</li> </ul>	
神奈川県	寒川町			○			20	無		5	可	寒川町情報公開条例の例による	有 全て	全ての支出に係る領収書を添付(ただし、公共交通機関及び宿泊費定額を上回る場合は領収書不要)	
神奈川県	大磯町				○	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	ホームページ・情報コーナーにて公開	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)</li> </ul>	
神奈川県	二宮町			○			7.5	無		5	可	個別の閲覧	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に関わる領収書</li> <li>・出席した会議資料等</li> </ul>	
神奈川県	中井町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面</li> </ul>	
神奈川県	松田町			○			5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に関わる領収書等	
神奈川県	箱根町			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> </ul>	
神奈川県	愛川町				○	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合にはその具体的な添付書類の内容)	
計	26団体	6 団体	2 団体	7 団体	11 団体			4 団体			26 団体		26 団体		
新潟県	新潟市				○	会派又は会派及び議員の選択制	150	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・視察(出張報告書)</li> <li>・実施報告書</li> <li>・事務所台帳</li> <li>・リース契約書などその他必要に応じて費用内訳の分かるもの</li> </ul>	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
新潟県	長岡市	○				60	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	三条市	○				30	有	三条市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 議会報(議会報をホームページに掲載)	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・電話料、講師謝礼金等やむを得ない理由により領収書を徴収できない場合は、会派の代表者の支払い証明書	
新潟県	柏崎市	○				40	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又は支出が確認できる書類	
新潟県	新発田市			○		20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等(旅費の場合は附票、その他支出内容や使途が分かる書類)	
新潟県	小千谷市		○			8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書及び支出を明らかにする書類	
新潟県	加茂市	○				5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	十日町市	○				13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
新潟県	見附市	○				4	有	見附市特別職報酬等審議会	5	可	ホームページ及び議会報に掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	村上市			○		5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	燕市	○				12	無		5	可	情報公開条例に基づかない閲覧又は写しの交付	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
新潟県	糸魚川市	○				15	無		5	可	議会図書館に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は、会派の代表者の支払証明書	
新潟県	妙高市		○			15	無		5	可	写しを自由閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	五泉市	○				13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
新潟県	上越市			○		50	有	上越市特別職報酬等審議会	5	可	庁舎内「市政情報コーナー」に常備	有	全て	原則として、全ての支出に係る領収書	
新潟県	阿賀野市			○		10	有	阿賀野市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
新潟県	佐渡市				○	10	有	佐渡市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・交通費で領収書の添付ができない場合は、交通費支出記録簿	
新潟県	魚沼市				○	5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
新潟県	南魚沼市	○				10	無		5	可	議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	胎内市			○		10	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページ及び議会だよりへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	聖籠町		○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	弥彦村			○		5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	田上町			○		5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面	
新潟県	阿賀町			○		5	無		5	可	個別の閲覧請求 議会広報等に掲載	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面	
新潟県	出雲崎町				○	5	無		5	可	個別の閲覧要求	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・印刷製本費の場合、成果品や資料	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
新潟県	湯沢町				○	会派又は議員の選択制	5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	津南町		○				5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
新潟県	刈羽村				○	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・活動内容の報告書 ・研修会資料等	
新潟県	関川村			○			3	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他支出を証すべき書面	
計	29団体	10 団体	4 団体	9 団体	6 団体			6 団体		29 団体			29 団体		
富山県	富山市	○					150	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、会派所属議員数に応じ、加算する。 (1)3人から9人まで 15万円 (2)10人から19人まで 30万円 (3)20人以上 45万円
富山県	高岡市	○					75	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
富山県	魚津市	○					30	有	魚津市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収証又はこれに準ずる書類 ・調査研究、研修、要請・陳情活動費にあつては、研修会資料や報告書等	
富山県	氷見市	○					38	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	
富山県	滑川市			○			25	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類	
富山県	黒部市	○					20	有	黒部市特別職報酬口審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書	
富山県	砺波市	○					27.5	有	砺波市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他証拠書類の写し	
富山県	小矢部市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書その他証拠書類の写し	
富山県	南砺市	○					28	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・写し添付 ・領収書を徴することができない場合は支払い証明書を添付	
富山県	射水市		○				50	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書等の写しを添付	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
富山県	上市町				○	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書等の支払を証する書類の写しを添付</li> <li>支払日を時系列に記した「政務活動出納簿」を添付</li> <li>職員雇用がある場合は「職員雇用台帳」を添付</li> <li>備品を購入した場合は「備品台帳」を添付</li> <li>県外に視察を行った場合は「県外等政務活動報告書」等の書類を添付</li> <li>旅費の支出については「計算書」及び「明細書」を添付</li> </ul>	
富山県	立山町	○					5	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)</li> </ul>	
富山県	入善町	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)</li> </ul>	
富山県	朝日町	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出に係る全ての領収書</li> </ul>	
計	14団体	10 団体	2 団体	1 団体	1 団体			4 団体		14 団体			14 団体		
石川県	金沢市		○				180	有	金沢市特別職報酬等審議会	5	可	個別の情報公開請求	有 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>自動券売機で切符や施設への入場券などを購入した場合は、領収書の徴収が不能であるため、この場合に限り、領収書の添付は不要とする。但し、施設の入場料等にあつては入場券等の半券の写しを添付する。</li> </ul>	
石川県	七尾市				○	会派又は議員の選択制	20	無		5	可	個別の情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
石川県	小松市		○				70	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
石川県	輪島市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
石川県	珠洲市		○				20	無		5	可	行政情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
石川県	加賀市		○				80	無		5	可	紙媒体での閲覧(収支報告書、領収書その他の証拠書類の写し) ホームページ掲載(収支報告書)	有 全て	政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書その他証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
石川県	羽咋市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	原則、全ての支出に係る領収書(調査研究費において視察等を行った場合、視察行程表及び視察報告書を添付)
石川県	かほく市		○				20	無		5	可	個別の情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
石川県	白山市		○				60	無		5	可	白山市情報公開条例施行規則により閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
石川県	能美市		○				50	無		5	可	能美市情報公開条例の規定に基づき公開	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し
石川県	野々市市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
石川県	津幡町		○				25	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費・研修費における視察行程が分かる書類 ・研修費における案内文書、会議次第など、その内容が分かる書類
石川県	内灘町	○				会派の所属議員が1人の場合を含む	20	無		5	可	内灘町情報公開条例に基づき公開	有	全て	定額化する経費(ガソリン代月8千円、通信費月5千円)を除く全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類
計	13団体	1 団体	9 団体	2 団体	1 団体			1 団体		13 団体			13 団体		
福井県	福井市			○			150	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	原則、全ての支出に係る領収書
福井県	敦賀市	○					40	無		5	可	情報公開請求による	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、要請陳情活動費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料、広報費で作成された広報紙及び、事務所費における賃貸契約書写しの添付
福井県	小浜市		○				20	無		5	可	事務局での閲覧、HP	有	全て	領収書

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容										
福井県	大野市		○				40 有	大野市特別職報酬等審議会	5 可	情報公開制度に基づく。 (1) 市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内の学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業について具体的な利害関係を有すると認められるもの	有 全て	全ての支出に係る領収書			
福井県	勝山市	○					30 無		5 可	情報公開条例に基づいて公開	有 全て	領収書または当該支出の事実を証する書類の原本または写しを添付			
福井県	鯖江市	○					50 無		5 可	個別の閲覧請求	有 全て	・ 全ての支出に係る領収書 ・ (経費の性質上、領収書が徴することができないものは、支払証明書) ・ (旅費・宿泊費・日当については条例に定める額のため領収書は不要)			
福井県	越前市		○				60 無		5 可	個別の閲覧請求	有 全て	旅費以外は、1円以上の支出は全て領収書を添付 旅費は、議員の費用弁償条例により支給 宿泊料 1泊につき14800円 日当 1日につき3000円 運賃 実費とし最も経済的な通常の経路及び方法により算出			
福井県	坂井市	○					50 無		5 可	議会における坂井市議歩公開条例の施行に関する規定による。	有 全て	支出に係る領収書、その他の証拠書類の写し			
福井県	高浜町		○				8.5 無		5 可	議会事務局の窓口で閲覧(保存期間5年)	有 全て	使用した金額の明細書類及び実績報告書類を添付。			
計	9団体	4 団体	4 団体	1 団体			1 団体		9 団体		9 団体				

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
山梨県	甲府市	○					30	無	5	可	・個別の閲覧請求 ・ホームページへの掲載	有	全て	・旅費を除く全て支出に係る領収書 ・上記に加え、調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修報告書、広報費における広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書	
山梨県	富士吉田市			○			20	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 (旅費等については職員の基準に準ずる)	
山梨県	山梨市	○					15	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
山梨県	韮崎市	○					10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に関する領収書 (旅費等については職員の基準に準ずる)	
山梨県	南アルプス市	○					15	有	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に関する領収書 (旅費等については職員の基準に準ずる)	
山梨県	北杜市			○			10	有	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書(旅費を除く)写し	
山梨県	甲斐市			○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に関する領収書 (旅費等については職員の基準に準ずる)	
山梨県	笛吹市			○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
山梨県	甲州市			○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察研修を行った場合は領収書のほかレポートの提出	
山梨県	中央市			○			10	有	5	可	議長が指定する場所で執務時間中に行う。	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
山梨県	昭和町		○				5	無	5	可	ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山梨県	富士河口湖町		○				2	無	3	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
計	12団体	4 団体	2 団体	6 団体				3 団体		12 団体			12 団体		
長野県	長野市	○					85	有	6	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・受領書、振込み受領書 ・口座振替による支出は通帳の写し又は請求書(写し) ・行政視察報告書 ・案内文 ・印刷物の場合は完成品	
長野県	松本市	○					20	有	3	可	議会事務局窓口、ホームページ	有	全て	政務活動費活動報告書、領収書の写し	
長野県	上田市			○			20	無	5	可	閲覧請求により請求HP公開	有	全て	全ての支出に係る領収書、その他支出を証する書類を添付	
長野県	岡谷市	○					9	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
長野県	飯田市	○				12	無		5	可	ウェブサイトで公表	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
長野県	諏訪市			○		10	無		10	可	ホームページに掲載	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	
長野県	須坂市	○				13	無		5	可	閲覧請求による	有	全て	領収書その他支出を証する書類	
長野県	小諸市			○		9	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
長野県	伊那市	○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
長野県	中野市		○			8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書その他支出を証する書類	
長野県	大町市	○				3	無		5	可	閲覧、写し交付、ホームページ	有	全て	政務活動費活動報告書、全ての支出に係る領収書	
長野県	飯山市		○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又は支出を証する書類	
長野県	茅野市		○			10	有	委員会条例による参考人を招聘。市内各種団体代表者5名	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	茅野市旅費規程による旅費以外は全て添付	旅費以外の全ての支出に係る領収書(旅費は旅費明細書を作成)	
長野県	塩尻市	○				8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	行政視察、参考図書など	
長野県	佐久市	○				10	有	佐久市特別職報酬等審議会	10	可	個別の閲覧請求 ホームページ掲載	有	全て	・全ての支出にかかる領収書 ・領収書添付が不可能な場合は支払証明書を添付 (・研修会等参加、要望・陳情等を行った場合、調査結果報告書を添付) ※H26年度より適用	
長野県	千曲市				○	10	無	会派または会派に属さない議員	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
長野県	東御市	○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	
長野県	安曇野市				○	7.5	有	安曇野市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 市ホームページへ掲載	有	全て(ただし鉄道賃等は不要可)	政務活動費に係る領収書等	
長野県	軽井沢町			○		8.3	無		5	可	個人の閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	
長野県	御代田町		○			6	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	新聞書籍、研修等政務活動に係るすべての支出に係る領収書	
長野県	長和町		○			5	無		5	可	規定無し	無			
長野県	下諏訪町		○			8.5	無		10	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
長野県	坂城町		○			5	無		5	可	個別の閲覧請求	無			
長野県	立科町			○		7	無		3	可	閲覧請求	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
計	24団体	10 団体	7 団体	5 団体	2 団体			5 団体	24 団体		22 団体				
岐阜県	岐阜市				○	会派または議員	150	無	5	可	平成25年度分から条例に基づき写しを議会図書室に配置 (平成24年度以前については、公文書公開請求に基づく開示)	有 全て	領収書、その他の証拠書類		
岐阜県	高山市				○		17	無	5	可	事務局で閲覧 ホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
岐阜県	多治見市	○					4月のみ 21.2、 その他の 月は20.8	有	5	可	多治見市特別職報酬等 審議会	有 全て	領収証書を徴することができないときは、会派の経理責任者の支払証明書をもって領収証書に代えることができる		
岐阜県	関市	○					10	有	5	可	特別職報酬等審議会	有 全て	全ての支出に係る領収書		
岐阜県	中津川市	○					10	有	5	可	特別職等報酬審議会	有 全て	全ての支出に係る領収書 調査旅費における視察報告書		
岐阜県	瑞浪市	○					8	有	5	可	特別職報酬等審議会	有 全て	個別の閲覧請求 領収書又はこれに準ずる書類		
岐阜県	羽島市	○					7	無	5	可	ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に関する領収書		
岐阜県	美濃加茂市	○					10	無	7	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
岐阜県	土岐市	○					13	有	5	可	土岐市特別職報酬等審議会	有 全て	全ての支出に係る領収書		
岐阜県	各務原市				○	会派及び会派に属さない議員	30	有	5	可	特別職報酬等審議会	有 全て	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	全ての支出に係る領収書	
岐阜県	可児市				○	会派及び会派に属さない議員	20	有	5	可	可児市特別職報酬等審議会	有 全て	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	全ての支出に係る領収書	
岐阜県	飛騨市		○				10	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
岐阜県	本巣市			○			20	無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て添付	全ての支出に係る領収書等		
岐阜県	白川村	○					2	無	5	可	個別の閲覧請求	無			
計	14団体	8 団体	1 団体	2 団体	3 団体			7 団体	14 団体		13 団体				
静岡県	静岡市	○					250	有	10	可	・各区市政情報コーナーにおける閲覧 ・会派別執行状況をホームページへ掲載	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張の場合は、旅費計算書、報告書 (経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容										
静岡県	浜松市	○				150	有	浜松市特別職報酬等審議会	5	可	個別の公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張に係る復命書 ・広報費における成果物	
静岡県	沼津市	○				40	有	沼津市特別職報酬等審議会	5	可	閲覧はしていないが、沼津市情報公開条例に基づき公開している。	有	全て	領収書等がないものについては、支払証明書を添付	
静岡県	三島市	○				15	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページでの公開 情報公開コーナーに常設	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	富士宮市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページ及び議会 広報誌に掲載	有	全て	領収書等(支出を証明する書類として領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を添付)なお、会派の調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は市の旅費規程を準用。	
静岡県	島田市		○			17	無		5	可	情報公開コーナー	有	全て	対象経費の全ての領収書	
静岡県	富士市	○				38	無		10	可	議会事務局窓口で閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書(旅費規程に基づく旅費を除く。)	
静岡県	磐田市	○				25	有	特別職報酬等審議会	10	可	ホームページ	有	全額	全ての支出に係る領収書	
静岡県	焼津市	○			1人会派も認めている	25	有	政務活動費審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書を徴し難い事情があるときは支払明細書を添付)	
静岡県	掛川市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	藤枝市				○ 会派又は会派に属さない議員	25	有	特別職等報酬審議会	10	可	閲覧はしていないが、藤枝市情報公開条例に基づき公開している。	有	全て	全ての支出に係る領収書(活動内容の報告書・研修会資料等)	
静岡県	御殿場市	○				16	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	袋井市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書、その他の証拠書類	
静岡県	裾野市			○		23	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又は支払証明	
静岡県	菊川市	○			1人会派含む	8	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	
静岡県	伊豆の国市			○		15	無		5	可	情報公開条例による閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
静岡県	函南町			○		10	無		5	可	情報公開請求による(積極的な公開はなし)	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	清水町	○				13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
静岡県	長泉町			○		13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	小山町			○		13	無		5	可	事務局長の指定する場所等において公開	有	全て	全ての支出に係る領収書	
静岡県	森町		○			10	無		5	可	議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
計	21団体	13 団体	2 団体	5 団体	1 団体		8 団体		21 団体		21 団体				
愛知県	名古屋市	○					500	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	
愛知県	豊橋市	○					90	無	5	可	市役所内「じょうほうひろば」にて閲覧、又はその写しの交付する。写しの交付を受けようとする者は、費用を負担する。	有	全て	支出に係る領収書等の証拠書類の写し(やむを得ない理由により領収書等の証拠書類を徴することができない場合は、会派の代表者が支出を証明する書類の写し)	
愛知県	岡崎市			○			50	無	5	可	市政情報コーナーにコピーを設置	有	全て	収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければならない。交通通信費については、会派会長名による支出証明書(使用証明書)で代用可。ただし、支払金額の根拠が分かる明細書等の添付が必要。	
愛知県	一宮市		○				50	無	5	可	議会事務局、市議会ウェブサイト、市情報コーナー	有	全て	・旅費以外の全ての領収書 ・旅費については、計算書、行程表を添付	
愛知県	瀬戸市		○				13	無	5	可	市政情報コーナーに設置	有	全て	・旅費に係るものについては、行程表に運賃等を記載したもので代用可とする。 ・陳情や報告会等に係る経費については、その成果品の写しを添付。	
愛知県	春日井市	○					30	有	5	可	名称は無し 閲覧請求があれば情報提供している。	有	全て	・旅費(航空賃以外)を除く支出に係る領収書 ・旅費の積算明細書 ・書籍等購入した場合は書籍の表紙コピー	
愛知県	豊川市	○					23	無	5	可	公文書開示請求	有	全て	・旅費及び宿泊費以外の全ての領収書 ・旅費については、請求書及び計算書、行程表を添付	
愛知県	津島市	○					13	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付する。	
愛知県	碧南市	○					17	無	5	可	情報公開請求による。	有	全て	やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除き全て	
愛知県	刈谷市			○			18	無	5	可	ホームページに掲載 議会図書室に常備	有	全て	旅費以外の全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容				
					内容											
愛知県	豊田市				○	会派又は会派に属さない議員	44.16	有	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	可	市役所内情報コーナーでの閲覧、豊田市議会ホームページ掲載	有	全て	旅費規定に基づく旅費は行程表が証拠書類。領収書等の証拠書類を徴し難い場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し	政務活動費は、1人当たり530,000円/年を一括で交付
愛知県	安城市				○	会派又は議員	30	有	安城市政務調査費検討委員会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
愛知県	西尾市	○					15	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載 公共機関等への設置	有	全て	全ての支出に係る領収書(ただし、旅費は代表者の支払証明書及び事務局が事前確認した旅費計算書。領収書が発行されない場合はそれに代わる証拠書類) 研修費…研究会等の名称がわかる開催案内文等 講師謝金…講演会名、講師名、源泉徴収税額が分かるもの 印刷製本費、翻訳料、写真現像代…成果品の写し 要請・陳情活動に係る郵送料…送付物の写し 住民が参加する会議費…開催案内文、住民から聴取した内容の分かるもの	
愛知県	蒲郡市	○					24	無		5	可	・個別の閲覧請求 ・市のホームページへの掲載	有	全て	・全ての収支に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
愛知県	犬山市				○	会派又は会派に属さない議員	13	無		5	可	議会事務局における閲覧	有	全て	全ての支出に係る用途を示す書類を添付	
愛知県	常滑市	○					9	無		5	可	ホームページ 議会だより 議会事務局	有	全て	全ての支出に係る領収書	
愛知県	江南市	○					12	無		5	可	議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書 (経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付内容)	
愛知県	小牧市	○				ただし、会派に属さない議員の職にあるものも含む。	25	有	政務活動費検討会(活動費への移行時はなし)	5	可	ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(ただし、やむを得ない理由により領収書を徴し難い場合には、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。)	
愛知県	稲沢市				○		20	無		5	可	市役所内市民情報コーナーに設置 市議会ホームページに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書の入手困難のものについては支払証明書を添付。書籍等については表紙のコピー等を添付)	
愛知県	新城市				○		13	無		5	可	議会図書室において閲覧	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
愛知県	東海市	○				18	無		可	閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等の写し		
愛知県	大府市	○				15	無		可	議会事務局窓口での閲覧	有	全て	領収書(ただし、徴することが困難なときは、支払証明書に代えることができる)、調査報告書、事業実施報告書		
愛知県	知多市	○				17	無		可	個別の開示請求 ホームページへ掲載	有	全て	領収書その他支出の証拠となる書類		
愛知県	知立市	○				15	無		可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
愛知県	尾張旭市			○		13	無		可	・個別の閲覧請求 ・ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し ・政務活動費収支報告明細書 ・政務活動費実績報告書		
愛知県	高浜市	○				15	無		可	市のホームページ	有	全て	支出内容の詳細が分かる領収書等の添付を義務付けている		
愛知県	岩倉市			○		15	無		可	ホームページへの掲載 個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 (調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修資料、広報費における広報紙及び報告書等、資料購入費における書籍の表紙及び裏表紙のコピー)		
愛知県	豊明市	○				13	無		可	公文書開示請求	有	全て	・領収書 ・会計帳簿の写し ・行政視察・研修報告書 ・旅費計算書の写し		
愛知県	日進市		○			13	無		可	個別の閲覧請求 HPへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・レシートは原則認めないが、通行料・駐車場代はこの限りでない。 ・領収書その他支出すべき書面を徴し難い事情があった場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添付		
愛知県	田原市			○		20	無		可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	領収書その他議長が必要と認める書類		
愛知県	清須市				○	15	無		可	閲覧又は写しの交付により公開	有	全て	やむを得ない理由により領収書を徴収することができないときは、会派代表者及び議員の支払い証明書をもってこれに代えることができる。		
愛知県	北名古屋		○			10	無		可	議会事務局窓口、 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容										
愛知県	みよし市	○					10 無	5	可	議会図書室に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)			
愛知県	長久手市		○				10 無	5	可	議会図書室 市政情報コーナー	有 全て	全ての支出に係る領収書			
愛知県	東郷町		○				10 無	5	可	閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)			
愛知県	大口町	○					5 無	5	可	大口町情報公開条例による	有 全て	全ての支出に係る領収書。ただし、公共交通機関を利用する場合の交通費については不要。			
愛知県	扶桑町				○	会派又は会派に属さない議員	5 無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書を徴することが困難な場合(講師謝礼金等)は、当該会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。旅費の定額の規定及び公共交通機関を利用する場合は不要			
愛知県	蟹江町			○			5 無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て(在来線等、安価な公共交通機関は除く)	全ての支出に係る領収書			
愛知県	阿久比町	○					5 無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書 ・資料作成費における作成資料 領収証等を徴することが困難な時はこの限りでない。			
愛知県	東浦町	○					5 無	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書			
愛知県	幸田町				○	会派又は会派に属さない議員	5 無	5	否		有 全て	全ての支出に係る領収書			
計	41団体	21 団体	6 団体	8 団体	6 団体		4 団体		40 団体		41 団体				
三重県	津市				○	会派又は会派に属さない議員	40 有	5	可	議会図書室及び情報公開室に常備 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書			
三重県	四日市市				○	会派又は会派に属さない議員	70 無	5	可	市政情報センターに常備 ホームページへ掲載	有 全て	交通費(航空運賃以外)及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書			
三重県	伊勢市	○					30 無	10	可	議会図書室に常備 ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書または当該支出の事実を証する書類の写し			
三重県	松阪市				○	会派又は会派に属さない議員	25 無	5	可	・個別の閲覧請求 ・議会事務局に常備 ・市ホームページへの掲載	無				

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
三重県	桑名市			○			50	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿、支払伝票、活動実績旅費明細書、調査研究・研修活動実績報告書及び雇用契約書</li> <li>・ 調査研究費における視察・調査資料の写し</li> <li>・ 研修費における研修資料、開催案内等の写し</li> <li>・ 会議費における会議資料、開催案内等の写し</li> <li>・ 広報・広聴費における広報・広聴費支出成果物等の写し</li> <li>・ 資料作成費における作成資料の表紙の写し</li> <li>・ 資料購入費における品名・単価などが記載された納品書等</li> <li>・ 購入図書・資料の表紙の写し</li> <li>・ 人件費における賃金単価・勤務時間等記載書</li> </ul>	
三重県	鈴鹿市	○				50	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政情報課行政資料コーナーでの閲覧</li> <li>・ 市議会ホームページへ掲載</li> </ul>	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての支出に係る領収書等の証拠書類及び政務活動費に係る会計帳簿</li> </ul>	
三重県	名張市	○				40	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書の写し等	
三重県	尾鷲市			○		12	無		5	可	閲覧	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	
三重県	亀山市	○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
三重県	鳥羽市			○		13	無		5	可	ホームページへ一覧表を掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類を添付	
三重県	いなべ市	○				30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書の写し等	
三重県	志摩市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページ、議会だよりへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書 (ただし、公共交通機関を利用した際の交通費は実費充当のため領収書の添付は不要)	
三重県	伊賀市			○		20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての支出に係る領収書</li> <li>・ 調査研究費における活動内容の報告書</li> <li>・ 研修費における研修会報告書及び資料</li> <li>・ 広報費における印刷物</li> <li>・ 各項目における交通費の「伊賀市職員等の旅費に関する条例」に基づく計算書</li> </ul>	
三重県	東員町			○		10	無		5	可	閲覧請求	有	全て	領収書の写し	
三重県	菰野町			○		30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 調査研究費における活動内容の報告書	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容										
三重県	朝日町		○				10	無	可	閲覧請求による	有	全て	全ての支出に係る領収書		
三重県	川越町		○				10	無	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出を証すべき書面		
三重県	大台町		○				20	有	可	閲覧	有	全て	領収書等の写し		
三重県	紀北町		○				10	無	可	議長に対する閲覧請求 役場4階内の議会事務局が指定する場所(月～金曜日 8:30～17:15)	有	全て	・原則、領収書を徴する ・領収書を徴することができない場合には、内訳・金額等を「政務活動記録簿」等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を添付する。		
計	19団体	6 団体	7 団体	3 団体	3 団体		3 団体		19 団体		18 団体				
滋賀県	大津市	○					70	有	可	大津市議会ホームページ	有	全て	全ての領収書		
滋賀県	彦根市	○					20	有	可	情報公開請求による (収支内訳についてはホームページに掲載)	有	全て	旅費以外の全ての領収書 旅費については旅費明細書		
滋賀県	長浜市			○			20	有	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載	有	全て	領収書等証拠書類の原本		
滋賀県	近江八幡市	○					20	有	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等証拠書類の写し		
滋賀県	草津市	○					30	有	可	議会図書室に常備 ホームページに掲載	有	全て	必ず領収書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除く。 (交通費について、「JR時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関の運賃等の領収書については添付の必要はないものとする。)		
滋賀県	守山市	○					21	有	可	守山市情報公開条例に基づく	有	全て	旅費以外の領収書		
滋賀県	栗東市				○	会派又は議員	15	有	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等証拠書類の原本(領収書を徴し難い事情があった支出は備考欄にその旨記載)		
滋賀県	甲賀市			○			20	無	可	個別の閲覧請求	有	すべて対象	領収書等証拠書類の写し		
滋賀県	野洲市			○			10	有	可	ホームページ、議会だより(領収書写等は閲覧コーナーを設けている。)	有	下限なし	領収書等証拠書類の写し		
滋賀県	湖南市				○	会派又は議員	16(ただし、4月分は24)	有	可	個別の閲覧請求	有	全て	支出に係る領収書の写し(徴しがたい事情があった支出は備考欄にその旨を記載)		
滋賀県	高島市			○			20	有	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(ただし、旅費に係る支出を除く。)		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
滋賀県	東近江市			○		20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
滋賀県	米原市			○		10	無		5	可	情報公開条例に基づく	有 全て	収入および支出を明らかにする書類		
計	13団体	5 団体		6 団体	2 団体			10 団体				13 団体			
京都府	京都市			○		540	無		5	可	・市会図書・情報室に常備 ・ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書又は支出の事実を証する書類		
京都府	福知山市				○	15	無		永年	可	市役所内市民相談室に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修費における研修会資料 ・広報費における印刷物の成果品		
京都府	舞鶴市				○	22	無		5	可	議会図書室に常備	有 全て	全ての支出に係る領収書		
京都府	綾部市	○				16	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
京都府	宇治市			○		50	有	宇治市議会政務調査費検討委員会	5	可	議会図書室に常備・ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書。旅費については、旅費計算書の添付を義務付けている。また、研修会や視察については、資料の添付、広報紙や報告書の印刷については、成果物の添付が必要。		
京都府	宮津市	○				10	無		5	可	議会図書室・情報公開コーナーに常備 ホームページへの掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書		
京都府	亀岡市	○				15	無		5	可	情報コーナーに常備 ホームページへ掲載	有 全て	領収書の写し		
京都府	城陽市	○				12.5	無		10	可	議会図書室に常備 ホームページへ掲載	有 全て	・政務活動費項目別支出一覧表 ・政務活動費領収書等整理表(全ての支出に係る領収書) ・旅費計算書 ・会派出張報告書 ・実施報告書		
京都府	向日市	○				10.8	無		5	可	情報公開コーナーに常備	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類		
京都府	長岡京市	○				12.5	有	長岡京市特別職員報酬等審議会	5	可	市民情報コーナー、議会図書室、ホームページにおいて公開	有 全て	全てを添付(支払証明書でも可)		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
															内容
京都府	八幡市				○	会派又は会派に属さない議員	20	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求に基づく	有	全て	全ての支出に係る領収書
京都府	京田辺市				○	会派及び会派に所属しない議員	15	無		5	可	情報公開請求 ホームページ及び議会だよりで収支報告一覧掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・調査研究費及び研修費における活動内容や研修内容の報告書
京都府	南丹市	○					10	無		5	可	情報公開請求	有	全て	収支報告書に領収書の写しを全て(政務調査活動記録簿でも可)添付する。
京都府	木津川市				○	会派又は無会派議員		無		5	可	議会図書室に配架(自由に閲覧可)	有	全て	領収書の写し 調査研究費及び要請・陳情活動費においては事前に「計画書」を、完了後は「報告書」を提出。
京都府	大山崎町	○					5	無		5	可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(電車代等は除く)
京都府	久御山町				○	会派/会派に属しない議員	5/3	無		5	可	個別の閲覧請求	有	報告金額に上限・下限の規定なし	収支報告書に領収書その他支出を証すべき書面を添付
京都府	精華町				○	会派又は会派に属さない議員	7/5	無		5	可	議長に閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面
計	17団体	8 団体	団体	2 団体	7 団体			3 団体		17 団体			17 団体		
大阪府	大阪市				○	(1)会派 (2)会派及び議員 (3)会派に属さない議員		有	大阪市特別職報酬等審議会	5	可	市会図書室に常備 (各会派の収支報告書を取りまとめたものをホームページへ掲載している)	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し
大阪府	堺市				○		300	無		5	可	市政情報センターに写しを配架	有	全て	全ての支出に係る領収書
大阪府	岸和田市	○					50	無		5	可	・情報公開コーナーでの閲覧 ・ホームページへ掲載	有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
大阪府	豊中市	○					70	有	豊中市特別職報酬等審議会	5	可	豊中市情報公開条例に基づいて公開。	有	全て	・領収書を徴し得ないときは、会派の代表者発行の支払証書。 ・広報誌等に要する経費（印刷代、文書通信費等）を支出するときは、当該広報誌等。 ・旅費又は参加負担金を支出するときは、出張届及び出張報告書。 ・要請・陳情活動に要する経費を支出するときは、出張届のほか要請・陳情書等の写し
大阪府	池田市	○					60	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書のほか、調査研究費等における視察報告書や研修会資料等についても添付
大阪府	吹田市	○					110	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載（収支報告書のみ）	有	全て	全ての支出に係る領収書（やむを得ないものについては、支出の根拠資料と共に会派の代表者発行の支払証明書を添付）（吹田市旅費条例の定めるところにより計算した旅費は領収書の添付不要）
大阪府	泉大津市	○					25	無		5	可	情報の公開は、文書、図画、写真又はスライドにあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して定める方法	有	原則全て。領収書等の受領が難しい場合は申し合わせにより支出	視察等の旅費における調査結果等報告書、自家用車を使用した場合の燃料費における会派代表者の証明書、広報広聴費における印刷物の写し、資料費における印刷物や情報収集委託料の成果の写し及び書籍表紙・金額等が表記されている部分の写し、通信費におけるはがきの内容の写し、人件費における雇用契約書又は雇用実態が証明できる書類
大阪府	高槻市		○				70	有	特別職報酬等審議会	5	可	ホームページへの掲載 市役所行政資料コーナー・議会事務局での閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）
大阪府	貝塚市		○				30	無		5	可	ホームページへ掲載	有	全て	・領収書 ・資料購入費における書籍の表紙のコピー
大阪府	守口市	○					30	有	守口市特別職報酬等審議会	5	可	・庁内の情報コーナーでの閲覧 ・議会ホームページに掲載	有	全て	領収書等の証拠書類を添付した支払伝票及び現金出納簿
大阪府	枚方市		○				70	無		5	可	収支報告関係書類の写しを市議会事務局調査資料室に常備	有	全て	収支報告書、会計帳簿、領収書等の証拠書類、旅費計算書、研修・視察報告書

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容											
大阪府	茨木市			○			40	有	茨木市特別職報酬等審議会	5	可	情報ルームで閲覧	有	全て	①「調査研究費」、「研修費」、「要請・陳情活動費」及び「会議費」において、旅費支出時は報告書を添付 ②「広報・広聴費」「資料作成費」において、作成した資料を添付	
大阪府	八尾市			○			70	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(発行されるものは全て)	
大阪府	泉佐野市	○					50	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
大阪府	富田林市	○					95	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	支払証明書	
大阪府	寝屋川市			○			70	無		4	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書(公共交通機関で通常領収書が発行されないものは除く) ・研究研修に係る経費における開催通知、活動内容の報告書、成果物 ・調査に係る経費における活動内容の報告書 ・広報広聴に係る経費におけるピラ等の成果物、報告会等の開催文書 ・人件費等に係る経費における雇用契約書 ・事務所に係る経費における賃貸借契約書、リース契約書 ・要請陳情活動に係る経費における活動内容の報告書 ・会議に係る経費における開催通知文、案内状、活動内容の報告書	
大阪府	河内長野市	○					50	無		5	可	市ホームページ 情報センター備付	有	全て	・郵送料は目的を明記 ・口座引き落としのリース料は、初回の契約書添付 ・調査旅費・研修旅費は報告書の添付	
大阪府	松原市	○					85	無		5	可	情報公開	有	全て	領収書による	
大阪府	大東市	○					80	有	大東市特別報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
大阪府	和泉市			○			70	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書を徴し得ないものは支払証明書を添付) ・研修会案内文 ・要請・陳情活動の内容が分かる書類 ・各種会議・意見交換会の案内文・資料	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
大阪府	箕面市	○					45	有	箕面市特別職報酬等審議会	10	可	個別の閲覧請求	有	全て	旅費明細書 出張報告書 市政報告書等の発行物	
大阪府	柏原市			○			40	無		5	可	柏原市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求による	有	全て	収入及び支出の報告書を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えて提出	
大阪府	羽曳野市	○				一人会派も含む。	80	無		5	可	情報公開請求により閲覧	有	全て	【必ず提出】 ・会計帳簿 ・領収書 (領収書発行が不可能な場合は支払証明書) 【活動実績に応じて提出】 ・調査研究費等における活動記録簿、行政視察計画書、行政視察報告書 ・人件費における雇用契約書、政務活動業務勤務実績表 ・事務所費における事務所届	
大阪府	門真市			○			55	無		5	可	情報公開請求により閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修会資料、発行した広報紙等証書類	
大阪府	摂津市	○					30	有	特別職報酬等審議会	5	可	・議会事務局での閲覧 ・情報公開条例に基づく写しの交付 ・議会ホームページ	有	全て	領収書等の証拠書類を添付した支出伝票及び現金出納簿	
大阪府	高石市			○			36	有	高石市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修会資料等	
大阪府	藤井寺市	○					30	無		5	可	議会図書室にて閲覧	有	全て	・全ての領収書 (発行できるもの全て) ・領収書が添付できない場合は理由書を提出	
大阪府	東大阪市	○					200	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・会計帳簿 ・領収書 ・活動記録簿（研究研修費、調査費、広聴費、会議費） ・事務所届（事務所費） ・雇用契約書（人件費） ・調査（視察）実施報告書（研究研修費、調査費）	
大阪府	泉南市			○			50	無		5	可	情報公開請求の申し出により公開	有	全て	領収書の添付	H25. 7. 1～ H28. 10. 27までの間40%減額中

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
大阪府	四條畷市		○				40	無	5	可	・ホームページ(収支報告書のPDF) ・市の情報公開コーナー(収支報告書、領収書の写し)	有	全て	・領収書 ・調査研究費、研修費、要請・陳情活動費、会議費における旅費明細書、活動報告書 ・資料購入費における購入した書籍の表紙の写し ・事務所費の賃借料における契約書の写し	
大阪府	交野市		○				50	無	5	可	情報開示請求を行ってもらった上での公開。	有	全て	・活動記録簿 ・研修会等の内容を表す書類 ・作成資料 ・購入資料一覧表 ・雇用契約書 ・作業内容報告書 ・購入物品一覧表 ・リース物品一覧表 ・郵送物の内要を示すもの ・事務所賃貸借契約書 ・政務活動業務委託契約書	
大阪府	大阪狭山市	○					35	無	5	可	情報公開請求の申出により開示	有	全て	領収書	
大阪府	阪南市		○				20	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	会計帳簿及び領収書当の証拠書類の写し	
大阪府	豊能町	○					15	無	3	可	閲覧請求による個別対応、ならびにホームページに掲載	有	全て	領収書原本に加え、政務活動に関連する書類(例:広報広聴費における頒布用作成資料等の成果物)も添付を義務付ける	
大阪府	能勢町				○	会派又は議員	10	無	5	可	能勢町情報公開条例に基づく公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通機関にあっては金額がわかる資料 ・口座引き落としにあっては通帳の写し	
大阪府	忠岡町				○	会派又は議員	5	無	5	可	情報公開請求により開示	有	全て	調査研究費における活動内容報告書や研修における資料などを添付	
大阪府	熊取町	○					20	無	10	可	・ホームページ、議会だより(収支内訳)で公開 ・議会事務局でも閲覧可能	無			
大阪府	田尻町				○	会派又は議員	5	無	5	可	田尻町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき議長に閲覧請求する方法による。	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・各種会議の案内文・資料等	
大阪府	岬町			○			5	無	5	可	情報公開条例	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・各種会議の案内文・資料等	
大阪府	太子町	○					10	無	5	可	情報公開請求により閲覧	無		※領収書の添付は義務付けていないが、申し合わせにより領収書を添付している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
大阪府	河南町	○					15	無		5	可	河南町情報公開条例による	無			
大阪府	千早赤阪村	○					15	無		5	可	個別の閲覧請求	無			
計	42団体	22団体	10団体	6団体	4団体			9団体			42団体		38団体			
兵庫県	神戸市	○					380	無		5	可	・市会事務局での閲覧 ・市会ホームページへの掲載	有	すべて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・会派広聴事務所借り上げ料、会派広聴事務所光熱水費、公共交通機関運賃、自動車燃料費、人件費については支払証書</li> <li>・管外調査、要請・陳情活動報告書</li> </ul>	所属議員数が5人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員1人あたり月額340千円の加算がある。
兵庫県	姫路市	○					85	無		5	可	ホームページ	有	全て	支払先から領収証書等を徴し、政務活動費支出書に添付の上、整理するものとする。	
兵庫県	尼崎市	○					100	無		3	可	公文書開示請求があった場合のみ開示している	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類(支出証明書を含む。)上記に加え、出張調査費にあっては出張調査届出書及び出張調査報告書、委託費にあっては調査委託届出書、備品にあっては備品購入届出書、会派等職員雇用経費届出書にあっては会派等職員雇用届出書を添付しなければならない。	
兵庫県	明石市	○					80	無		5	可	・個別の閲覧請求 ・ホームページへ掲載	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・口座引き落としなど領収書が発行されない場合は、請求書等内容の分かる書類など</li> </ul>	
兵庫県	西宮市			○			150	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の閲覧請求</li> <li>・ホームページへの掲載(領収書除く)</li> <li>・平成25年度分からは情報公開課において自主閲覧</li> </ul>	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての支出にかかる領収書</li> <li>・経費の性質上、領収書に添付すべき書類(活動記録簿、携帯・固定電話料金明細等)</li> </ul>	
兵庫県	洲本市				○	会派又は会派に属さない議員	12.5	無		5	否		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
兵庫県	芦屋市			○			70	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての支出に係る領収書</li> <li>・領収書が取得できない場合は政務活動費支出証明書を作成し、添付する</li> <li>・政務活動費で作成した広報紙</li> </ul>	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
兵庫県	伊丹市		○				60	無	5	可	伊丹市情報公開条例による公開請求。	有	全て	・全ての支出にかかる経費 ・領収書やレシートが発行されない経費については、支払説明書（様式5号）にて支出金額を自ら説明することで支出を認める。	
兵庫県	相生市	○					12	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・各支出に係る領収書 ・領収書を徴することができないときは、支出証明書その他の書類	
兵庫県	豊岡市	○					10	無	5	可	閲覧の請求による	有	全て	領収証等の証拠書類、開催した研修会の概要その他政務活動費の交付の成果に関する書類	
兵庫県	加古川市			○			70	有	10	可	個別の閲覧請求し、議会事務局内で閲覧	有	全て	領収書	
兵庫県	赤穂市		○				22	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等（領収書等を徴することが困難な時は、支払いを判断できる資料を添付） ・領収書に加えて添付すべき書類（行程表、旅費計算書、視察内容のわかる資料等）	詳細については、「政務活動費運用マニュアル」に規定。
兵庫県	西脇市	○					4	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載（金額のみ）	有	全て	関係証拠書類の写しを添付	議員1人当たりの交付額は年額44,500円
兵庫県	宝塚市				○	交付額の範囲内で会派、議員、またはその両方を選択可能	8	無	5	可	・ホームページで収支報告書の公開（平成24年度分から） ・それ以前は情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・ただし、旅費については職員の旅費の取り扱いを準用し切符代等領収書不要の部分もあり	
兵庫県	三木市	○					10	有	5	可	収支報告書の記載事項を一覧にまとめたものをホームページ上で公開している。	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・〔研修費〕開催案内等、会議内容が確認できる資料類、〔広報費〕チラシ等印刷物の見本、〔要請・陳情活動費〕要望書等の写し、相手方の名刺、行程表 など	
兵庫県	高砂市				○	会派又は会派に属さない議員	25	無	5	可	情報公開コーナーにて開示請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	川西市	○					60	無	5	可	ホームページ、閲覧	有	原則として全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	小野市	○					20	無	5	可	議会HP・議会広報誌	有	全て	領収書整理用紙に領収書を貼り内容の詳細と目的記載	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容											
兵庫県	三田市	○					60	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	加西市	○					8	無		5	可	市役所総合受付横カウンターに備付。収支報告は議会HPに掲載。	有	全て	全ての支出に係る領収書、請求書。調査研究実施報告書。	
兵庫県	篠山市				○	会派又は会派に属さない議員	20	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料	
兵庫県	養父市		○				5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	丹波市			○			10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書および領収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の用途に関する資料	
兵庫県	南あわじ市	○					12.5	無		5	可	・閲覧請求 ・ホームページ・広報に掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書、会計帳簿、研修等に関する報告書などを義務付けている	
兵庫県	朝来市	○					10	無		5	可	・ホームページへ掲載 ・個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	淡路市				○	会派及び無所属議員	12.5	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	支払った全ての経費については、領収書を徴して、収支報告書に領収書の写しを添付する。ただし領収書を徴することができないものについては、それに代わる証拠書類の写しを添付する。	
兵庫県	宍粟市				○	会派又は会派に属さない議員	15	無		5	可	議会事務局窓口に設置 個別の閲覧請求 ホームページへ掲載 (一覧表) 議会だよりへ掲載 (一覧表)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費の一部で定額のもの、領収書の取得が困難な交通費等については領収書にかえて旅費計算書の添付が必要 ・成果に関する活動報告書、金銭出納簿。支出書その他調査報告、研修報告 ・成果物がある場合は、一部添付 ・資料購入一覧表	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
兵庫県	たつの市		○				10	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出に係る領収書</li> <li>研究会・研修会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等</li> <li>研究会・研修会等に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等</li> <li>資料の作成を行ったときは、作成した資料</li> <li>広報の発行を行ったときは、発行した広報</li> <li>要請・陳情活動を行ったときは、要請・陳情の際の資料</li> <li>報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等</li> </ul>	
兵庫県	猪名川町	○					20	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(鉄道、バス等を除く)	
兵庫県	稲美町				○	会派又は無会派議員	10	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	
兵庫県	播磨町	○					10	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	原則として全ての支出に係る領収書等の支払証拠書類	
兵庫県	福崎町		○				10	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
兵庫県	香美町	○					5	無		可	香美町情報公開条例に基づく開示	有	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費支出報告書(支出に関する内訳等を記載するとともに、領収書を貼り付ける。)</li> <li>支出証明書(領収書や支払いを証明する証拠書類の交付を受けられないときに、領収書に代ってその内容を証明する。)</li> <li>研修会、報告会報告書(研修会、報告会等を開催し、又は参加した場合に参考資料と併せてその概要を記載する。)</li> <li>旅費等支出計算書(調査研究活動に要した経費(実費)の内容を記載する。)</li> <li>視察(出張)報告書(調査研究活動のための先進地調査又は現地調査の概要や所見等を記載する。)</li> <li>先進地調査、現地調査行程表(調査研究活動のために、目的地まで移動した経路等を記載する。)</li> </ul>	左記の添付が義務付けとなる金額及び添付の義務付けの内容は、政務活動費の手引きで定めている。
兵庫県	新温泉町		○				5	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	
計	34団体	17 団体	6 団体	4 団体	7 団体			3 団体		33 団体		34 団体			

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容				
															内容		
奈良県	奈良市				○	原則として個人に支給。ただし、所属議員全員の合意に基づいて交付申請を行った場合は会派に支給。	70	無		5	可	奈良市情報公開条例の手続きによる	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し		
奈良県	大和高田市		○				15	無		5	可	情報公開室での閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張時における活動内容の報告書		
奈良県	天理市		○				50	無		5	可	ホームページ及び個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書		
奈良県	橿原市		○				42	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書 ・研修費における研修会資料		
奈良県	桜井市				○	会派又は議員の選択制	20	無		5	可	桜井市情報公開条例第5条に規定する者	有	全て	全ての支出に係る領収書 (研修や案内の写し等根拠資料)		
奈良県	五條市		○				30	無		5	可	請求者の区分に該当する者が政務活動費収支報告書閲覧請求を議長に提出し、議会事務局において閲覧できる。	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類の写しを添付(政務活動費旅費明細書・政務活動記録簿・政務活動費明細書・政務活動費支出証明書・図書目録・雇用台帳・備品台帳・郵便切手等管理台帳)		
奈良県	御所市		○				20	無		5	可	何人も(個別の閲覧請求)	有	全て	全ての支出に係る領収書		
奈良県	生駒市	○					30	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書 (交通費を除く)	※会派は、所属議員が1人の場合を含む。	
奈良県	香芝市		○				25	無		5	可	市内に住所を有する者等情報公開条例第五条に規定する開示請求権を持つ者による個別の閲覧請求	有	全て	領収書の添付及び明確な内訳が記載されていないものは認めない		
奈良県	宇陀市		○				30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収証等証拠書類の写し		
奈良県	川西町		○				10	無		5	可	個別の開示請求	有	全て	当該支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を生ずべき書面の写し		
奈良県	三宅町		○				10	無		5	可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書		
奈良県	田原本町		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	原則として全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
奈良県	広陵町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 会計帳簿の写し		
奈良県	東吉野村		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書		
計	15団体	1 団体	12 団体	12 団体	2 団体					15 団体			15 団体				

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
和歌山県	和歌山市	○					100	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類		
和歌山県	海南市		○				20	無		5	可	個別の情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類		
和歌山県	橋本市		○				20	無		5	可	議会事務局にて閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の写しを添付		
和歌山県	御坊市		○				10	無		5	可	御坊市情報公開条例第5条の規定による	有 全て	領収書の写し又はこれに準ずる書類の写し		
和歌山県	田辺市	○					20	無		5	可	議会事務局に常備ホームページへ掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書発行の困難な鉄道賃等については職員の旅費規定額に準ずる額)		
和歌山県	新宮市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	領収書等の証拠書類の写しを政務活動費収支報告書に添付		
和歌山県	紀美野町		○				5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修等、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
和歌山県	湯浅町		○				4	無		10	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
和歌山県	広川町		○				6	無		10	可	閲覧及び写しの交付	有 全て	一般的事項として、領収書添付義務		
和歌山県	有田川町		○				6	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
和歌山県	白浜町		○				1.5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
和歌山県	上富田町		○				6	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
和歌山県	すさみ町		○				5	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	証拠書類等の写しを添付(ただし、証拠書類等を徴しがたいものがあるときは、その旨を説明する書類の写しを提出することができる)		
和歌山県	串本町		○				16	無		5	可	議会事務局長が指定する場所	有 全て	全ての支出に係る領収書、調査研究費における活動内容報告書、研修費における研修会資料等		
計	14団体	2 団体	12 団体	団体	団体			団体		14 団体			14 団体			
鳥取県	鳥取市			○			30	無		5	可	閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書を添付。ただし、市条例等の規定に準じて支出した旅費等については領収書不要とし計算書等を添付している。		
鳥取県	米子市			○			37.5	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有 日当を除く 全て	・日当を除く全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
鳥取県	倉吉市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 すべて	旅費については、職員の旅費規程を準用している。公共交通の利用部分や宿泊費等の定額部分については計算書を領収書にかえてい		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容
					内容										
鳥取県	境港市			○			13	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等	
計	4団体		1	3						4		4			
島根県	松江市			○			40	有	5	可	情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研究・研修調査報告書	
島根県	浜田市		○				8	無	5	可	ホームページ掲載	有	全て	政務活動費を支出した時は必ず領収書を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類を得ること。	
島根県	出雲市	○					37.5	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・委託調査の成果品 ・広報紙の成果品	
島根県	益田市		○				8	有	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察研修については内容と所感	
島根県	大田市		○				10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
島根県	安来市	○					10	無	5	可	情報公開請求	有	全て	領収書等の写し又はこれに準ずる書類	
島根県	江津市		○				30	無	5	可	個別の閲覧	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	
島根県	雲南市		○				15	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	
計	8団体	2	5	1				2		8		8			
岡山県	岡山市	○					135	無	5	可	インターネット・閲覧	有	全て	領収書・使途内容・使用者・金額等	
岡山県	倉敷市				○	会派又は会派に所属しない議員	120	無	5	可	情報公開条例による	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査報告書、出張報告書、会議・研修等実施報告書、要請・陳情活動報告書、切手受払簿、備品購入(廃止)届書、事務所設置(廃止)届書	
岡山県	津山市		○				58	有	5	可	個別の閲覧請求・ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など	
岡山県	玉野市				○	会派又は議員の選択制	35	無	5	可	閲覧室に常設	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
岡山県	笠岡市	○					45	無	5	可	笠岡市情報公開条例に基づく請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等支出を証明できるもの	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
岡山県	井原市		○				30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書・レシートは支出した内容が明記されていれば領収書とみなす・口座振替済通知書または引き落とし口座の通帳写しも可・銀行等への振込による支払の場合は、請求書及び振込金受取書等を添付する・クレジットカードにより支出した場合は「利用控え」等を添付する・旅費のうち井原市旅費規定を準用して計算するものについては、領収書の添付を省略できるものとする(旅費規程に準用して作成した計算書を添付する)
岡山県	総社市		○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
岡山県	高梁市		○				30	無		10	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
岡山県	新見市		○				30	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	全て	全ての支出に係る領収書
岡山県	備前市		○				25	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴収しがたい場合は、支払証明書(議員が支出を証明する書類)、通帳のコピー等
岡山県	瀬戸内市		○				20	無		5	可	・個別の開示請求 ・議会HPへ金額の掲載	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類
岡山県	赤磐市		○				30	無		5	可	開示請求	有	全て	・全ての支出にかかる領収書 ・研修、視察などの報告書
岡山県	真庭市		○				30	無		5	可	交付額一覧表をホームページへ掲載	有	全て	全ての支出にかかる領収書
岡山県	美作市	○					30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書、領収書のない公共交通機関は、料金が分かる資料
岡山県	浅口市			○			30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類
岡山県	鏡野町		○				10	有	鏡野町特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る請求書
岡山県	勝央町		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
岡山県	奈義町		○				10	無		5	可	公文書公開請求	有	全て	領収書、活動内容報告書
岡山県	吉備中央町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
計	19団体	3 団体	13 団体	1 団体	2 団体			2 団体		19 団体			19 団体		
広島県	広島市	○					300	無		5	否	個別の公文書開示請求により公開	有	全て	全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容											
広島県	呉市	○					50	有	呉市特別職報酬等審議会	5	可	呉市情報公開条例に基づいて開示請求があった場合に公開	有	全て	原則領収書添付	
広島県	竹原市	○					240	無		5	可	情報公開請求	有	全て	原則全ての支出(経費の性質上領収書の添付が困難である場合は会派代表者の支払証明書を添付)	
広島県	三原市	○			会派(一人会派含む)		25	有	三原市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書が発行できない場合は、これに準ずる書類) 行政視察の旅費は、市の旅費規程に準じて支払うため、運賃計算書を添付	
広島県	尾道市			○			30	無		5	可	公文書公開請求による	有	全て	全ての支出に係る領収書	
広島県	福山市	○					130	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 市外における調査研究その他の活動にかかるものについては、研究研修・調査報告書	
広島県	府中市			○			10	有	府中市特別職報酬等審議会	5	可	個人の閲覧請求	有	全て	全ての領収書(領収書が発行できない場合、支出を証明する書類)	
広島県	三次市	○					27	有	三次市議員報酬及び特別職給料審議会	5	可	議会報、ホームページ	有	全て	原則領収書添付	
広島県	庄原市			○			30	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへの掲載	有	原則全て	原則、全ての支出に係る領収書(ただし「時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関(航空賃を除く)については、運賃計算書等の添付により領収書の省略可)	
広島県	大竹市		○				18	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書(領収書の発行ができない場合に限り、支出を証明する書類)	
広島県	東広島市	○					25	無		5	可	公文書公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 無い場合は支払証明書	
広島県	廿日市市	○					20	有	廿日市市特別職報酬等審議会	5	可	議会事務局において閲覧(請求権者は市の区域内に住所を有する者、市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体)	有	全て	全ての支出に係る領収書 領収書等を徴することが困難なときは、領収書等を徴し難い事情を明記した支出の明細書	
広島県	安芸高田市		○				30	無		5	可	個別の閲覧請求(情報公開条例による)	有	全て	全ての支出に係る領収書	
広島県	江田島市	○					15	有	江田島市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 議会だよりに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書 ただし、領収書を徴することができない場合は会派代表者の証明	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書の公開の方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	
					内容										
広島県	府中町	○					8	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し(領収書の添付が困難な場合は、支出額が合理的に解るもの又は、グループの代表若しくは会計の支出疎明書)
広島県	海田町		○				5	有	海田町特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
広島県	坂町		○				10	無		3	可	議会広報、ホームページ、個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
計	17団体	10 団体	4 団体	3 団体			8 団体			16 団体			17 団体		
山口県	下関市	○					50	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・携帯電話の使用料については、内訳が分かる資料 ・口座引落の場合は通帳の写し等
山口県	宇部市			○			20	無		5	可	公文書の公開請求による。 ・市内に住所を所有する者 ・市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体 ・宇部市情報公開条例に規定する目的によると認められる利害関係者	有	全て添付	全ての支出に係る領収書
山口県	山口市	○					30	無		5	可	情報公開請求 ホームページ掲載	有	全て	・全ての支出に関する領収書(ただし、旅費に関しては、山口市職員等の旅費に関する条例の例による。) ・領収書を添付できない場合は、支出証明を添付
山口県	萩市		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書の写しの添付 視察等については報告書を添付
山口県	防府市	○					21	無		10	可	市のホームページ等	無		
山口県	下松市			○			11	無		5	可	来庁して閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書
山口県	岩国市	○					20	無		5	可	情報公開条例による開示	有	全て	全ての支出に係る領収書(旅費については市の規定に準じる。)
山口県	光市	○					20	無		5	可	個別の閲覧請求 一覧表をホームページに掲載	有	すべて	旅費条例に掲げる定額支給のもの以外の全ての支出に係る領収書
山口県	長門市		○				8	無		5	可	市情報公開条例による	有	全て	政務活動費として支出するすべて
山口県	柳井市	○					5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(写し)

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					内容	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
山口県	美祢市			○		5	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
山口県	周南市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
山口県	山陽小野田市			○		6	無		5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書等	
計	13団体	7 団体	2 団体	4 団体					13 団体			12 団体			
徳島県	徳島市	○				70	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書  その他 ・銀行振込金受取書、請求書の写し ・クレジットカード請求明細書、引き落とし通帳の写し	
徳島県	鳴門市		○			25	無		5	可	鳴門市議会政務活動費に関する情報を公開する条例による。	有	全て	全ての支出に係る領収書	
徳島県	小松島市	○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の写し	
徳島県	阿南市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て(条例で定められた宿泊費及びその他諸雑費を除く)	条例で定められた宿泊費及びその他諸雑費を除き、すべての領収書を提出	
徳島県	吉野川市	○				25	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の証拠書類、事業実績報告書等	
徳島県	美馬市	○				25	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
徳島県	三好市		○			17	無		5	可	情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における調査研究報告書 ・研修費における研修報告書 ・資料作成費における印刷物完成品 ・広報費における報告会会議報告書、印刷物完成品 ・広聴費における会議報告書 ・会議費における会議報告書 ・要請陳情活動費における要請陳情報告書、印刷物完成品写真等	
計	7団体	5 団体	2 団体				1 団体		7 団体			7 団体			

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名		収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容		
					内容										
香川県	高松市		○				100	有	高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会	5	可	・ホームページに各議員の収支状況を掲載 ・個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動記録票 ・職員雇用台帳 ・支払確認書	
香川県	丸亀市		○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の情報公開請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察旅費、研修旅費の場合は視察報告書や研修資料を提出 全ての支出に係る領収書 (領収書を徴することが不可能な場合は、支払証明書等の金額が分かる証拠書類)	
香川県	坂出市	○					21	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	当該支出に係る領収書その他支出の事実を証する書面 ・全ての支出に係る領収書	
香川県	善通寺市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・領収書が発行されない場合は、本人作成の支払い確認書又は通帳の写し及びATMの利用明細 ・視察等を実施した場合は、活動内容を記載し写真を添付した政務活動記録票等	
香川県	さぬき市		○				25	無		5	可	情報公開請求に基づく、個別の閲覧請求及び写しの交付	有 全て	・領収証又はこれに準ずる書類 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など	
香川県	三豊市		○				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て		
香川県	宇多津町		○				13	無		5	可	個別の閲覧請求	無		
香川県	綾川町		○				6	無		5	可	情報公開請求	有 全て	証拠書類及び領収書	
計	8団体	1 団体	7 団体	7 団体	7 団体			3 団体			8 団体		7 団体		
愛媛県	松山市		○				102	無		5	可	個別の閲覧請求及び写しの交付	有 全て	・経費の支出に当たっては、必ず支出伝票に領収書もしくは通帳のコピーを添付し、整理保管しなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。①口座振替の場合は、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。②領収書を添付することができない場合は、支出決定者の支払い証明書を添えなければならない。(自己責任で説明ができる範囲内とする) ・視察旅費もしくは県外での活動に関する経費には、必ず支出伝票及び日程・目的・訪問先概要等を記入した「県外活動・調査研究視察報告書」を添付するものとする。	
愛媛県	今治市				○	会派又は議員の選択制	30	無		5	可	今治市情報公開条例に基づき公開	有 額に関係なく全て	精算のため市長あてに実績報告書の提出を義務付けており、その添付書類として金額の多寡に関係なく領収書(写)の添付を義務付けている。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容			
					内容											
愛媛県	宇和島市				○	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	情報公開請求による	有 全て	全ての支出に係る領収書		
愛媛県	新居浜市	○					18	無		5	可	個別の情報公開請求	有 全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類		
愛媛県	西条市			○			15	無		10	可	情報公開条例に基づく閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
愛媛県	伊予市		○				10	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人が閲覧請求により公開	有 全て	全ての支出に係るもの(経費の性質上領収書の取得が困難なものについては、指定する支出済額計算内訳書に記載し提出)		
愛媛県	西予市			○			10	無		5	可	【対象者】市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 【公開方法】閲覧請求 ホームページへ掲載	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類		
愛媛県	東温市		○				15	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費を伴う調査研究を行った場合は、出張後政務活動報告書を提出 ・出席者負担金の支出の場合は、会議終了後に政務活動報告書を提出		
計	8団体	1 団体	3 団体	2 団体	2 団体					8 団体			8 団体			
高知県	高知市	○					100	無		5	可	市議会ホームページへ掲載(収支報告書のみ)、議会図書室に常備(収支報告書及び領収書等関係書類の写し)	有 全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる) ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料		
高知県	安芸市	○					5	無		5	可	議会事務局での閲覧	有 全て	全ての支出に係る領収書		
高知県	須崎市	○					10	無		5	可	項目別金額をホームページ等に公開。全文は情報公開請求による。	有 全て	原則全て(原本)(旅費については、須崎市一般職員の旅費に関する条例に準じて事務局で作成した計算書を添付)		
高知県	宿毛市	○					6	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書及び旅費明細		
高知県	土佐清水市				○	会派又は議員	8	無		3	可	閲覧申請請求→許可	有 全て	全ての支出に係る領収書		
計	5団体	4 団体	1 団体		1 団体					5 団体			5 団体			

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						内容	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容
福岡県	北九州市	○				350	有	北九州市特別職報酬等審議会	5	可	市議会事務局での閲覧 市議会ホームページ 情報公開請求	有 全て	すべての支出について領収書又は当該支出の事実を証する書類の写しを添付		
福岡県	福岡市				○	会派又は会派及び議員交付の選択制	無	会派所属：350 無所属：260	5	可	個別の閲覧請求 ※平成25年度分についてはホームページに掲載	有 全て	全ての支出に係る領収書、証票類等		
福岡県	大牟田市				○	会派に属する議員は会派に、無所属の議員は個人に交付	無	20	5	可	情報公開条例に基づく公開請求による公開(閲覧)	有 全て	全ての支出に係る領収書(領収書がとれない場合は、支出を証明する書類)		
福岡県	久留米市	○					無	50	5	可	公文書開示請求による	有 全て	支出に係る領収書、その他収入及び支出を証明できる文書を添付		
福岡県	直方市			○			無	25	5	可	情報公開にて	有 全て	領収書又はこれに準じる書類の添付		
福岡県	飯塚市				○	会派又は議員の選択制	無	40	5	可	・ホームページへ掲載 ・議会図書室に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
福岡県	柳川市		○				無	10	5	可	閲覧請求	有 全て	領収書又はこれに準ずる書類		
福岡県	八女市		○				無	10	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
福岡県	筑後市		○				無	30	5	可	来庁して閲覧	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費支出の場合は、上記に加え報告書		
福岡県	大川市			○			無	10	5	可	閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
福岡県	行橋市		○				無	25	5	可	議会事務局に常備	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)		
福岡県	豊前市		○				無	25	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
福岡県	筑紫野市			○			無	30	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書		
福岡県	春日市	○					無	13	5	可	情報公開開示請求が必要	有 全て	・支出に係る領収書(ただし、職員の旅費に関する運用において、領収書の義務付けがないものについては不要) ・政務活動実績報告書(調査報告などを記入したもの)		
福岡県	大野城市			○			無	30	5	可	閲覧請求	有 全て	原則、全ての支出に係る領収書		
福岡県	宗像市		○				無	22	5	可	議会事務局に常備	有 全て	全ての支出に係る領収書		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
福岡県	太宰府市			○			25	無		10	可	閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
福岡県	古賀市		○				10	無		5	可	議会事務局に常備	有 全て	全ての支出にかかる領収書又はこれに準ずる書類	
福岡県	福津市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
福岡県	うきは市		○				8	無		5	可	個別の閲覧請求	無		
福岡県	宮若市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
福岡県	嘉麻市		○				22	無		5	可	情報公開条例に基づく	有 全て	全て領収書添付	
福岡県	糸島市		○				28	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	
福岡県	那珂川町		○				15	無		5	可	個別の開示請求	有 全て	領収書等支払いの証明になるもの	
福岡県	志免町		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
福岡県	新宮町		○				10	無		5	可	閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	
福岡県	遠賀町		○				10	無		5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書等 支出を証明する書類として、領収書、レシート、受領書、振込受領書等を添付(会議名、書籍名等の具体的な品名を明記のこと) *領収書を徴収することが出来ない場合は、支払証明書を作成し、提出。 ・資料等 研修会や住民説明会等、会議に参加または会議を主催した場合は、会議内容が分かる資料を添付(日程、会場、講師、講義内容等記載分) ・広報紙発行の場合は、広報紙を添付 ・要請陳情等活動 要請陳情活動の内容が分かる報告書及び面会者の名刺の写しを添付	
福岡県	鞍手町		○				20	無		5	可	情報公開条例の規定に基づく範囲	有 全て	領収書その他の支出を証すべき書面	
福岡県	苅田町		○				25	有	苅田町特別職報酬等審査会	5	可	個別の閲覧請求	有 全て	・全ての支出に係る領収書類又は支払いを現認する書類 ・調査研究費における活動内容の報告書	
福岡県	吉富町		○				20	無		5	可	閲覧請求	有 全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						内容	収支報告書の公開の方法		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容
計	30団体	3 団体	18 団体	6 団体	3 団体			2 団体		30 団体	29 団体				
佐賀県	佐賀市	○				準会派含む	50	無		5	可	受付簿記載のみで公開(自主公開)	有	全て	領収書、支出明細書、視察や会議の報告書、旅費計算書、広報紙等の写し ほかの関係書類
佐賀県	唐津市	○					30	無		5	可	公文書開示請求による	有	全て	全ての支出に係る領収書
佐賀県	鳥栖市	○				所属議員1人の会派も含む	30	有	鳥栖市特別職報酬等審議会	5	可	議会事務局で閲覧	有	全て	証拠書類の写し
佐賀県	伊万里市		○				21	無		5	可	情報公開条例に基づく公開請求	有	全て	支出明細書、領収書等
佐賀県	武雄市	○					17	無		5	可	個別閲覧請求	有	全て	支出明細書、領収書写し
佐賀県	嬉野市		○				20	無		5	可	個別閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
佐賀県	神埼市			○			20	無		5	可	神埼市情報公開条例に基づく手続	有	全て	全ての支出に係る領収書
計	7団体	4 団体	2 団体	1 団体				1 団体		7 団体	7 団体				
長崎県	島原市	○					15	無		5	可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
長崎県	諫早市				○	会派又は会派に属さない議員	35	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・書籍購入時に表紙及び目次のコピーの添付
長崎県	大村市	○					25	無		5	可	個別の閲覧請求。ホームページ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書・(経費の性質上、領収書の加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
長崎県	平戸市	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
長崎県	松浦市	○					10	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等の証拠書類の写し(松浦市議会議員の議員報酬等に関する条例第6条の規定に準じて支出したものは除く。)
長崎県	対馬市	○					15	無		5	可	情報公開条例による	有	全て	図書代・資料代・視察先への土産代等
長崎県	五島市	○					10	無		5	可	情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書
長崎県	雲仙市		○				15	無		5	可	閲覧もしくは写しの交付	有	全て	領収書、支払証明書等
長崎県	南島原市	○					15	有	南島原市特別職報酬等審議会	5	可	文書の閲覧及び写しの交付	有	全て	収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない。
計	9団体	7 団体	1 団体		1 団体			1 団体		9 団体	9 団体				

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容	
					内容											
熊本県	熊本市		○				200	有	熊本市特別職報酬等審議会	5	可	収支報告書等は議会図書室に常備しており、閲覧を行おうとする者の閲覧請求書の提出を受けて公開する。	有	全て	・全ての支出に係る領収書を添付する。 ・調査研究費により出張を行った場合には、「出張記録簿」を添付する。 ・研修費により研修を受講した場合には、研修プログラムを添付する。 ・5万円以上の備品を購入時した場合には、備品台帳を作成し写しを添付する。 ・広報費より広報紙や議会報告書、封筒等を作成した場合には、1部添付する。	
熊本県	八代市	○					30	無		5	可	市ホームページに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
熊本県	人吉市		○				20	有	人吉市特別職報酬等審議会条例	5	可	希望者に対し議会事務局内で閲覧	有	下限なし	領収書	
熊本県	荒尾市		○				20	有	荒尾市特別職報酬等審議会	5	可	情報公開コーナーに常備	有	全て	全ての支出に係る領収書等	
熊本県	水俣市	○					20	無		5	可	閲覧請求による原本閲覧及び市ホームページへの公開	有	全て	条例で定める使途基準に則った全ての支出に係る領収書	
熊本県	玉名市		○				15	有	玉名市特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	すべて	・政務活動費の支出に係る領収書の原本 ・その他当該支出の事実を証する書類	
熊本県	山鹿市		○				20	無		5	可	来局し閲覧のみ	有	全て	領収書または支払証明書	
熊本県	菊池市		○				20	有	特別報酬等審議会	10	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書・研修報告書	
熊本県	宇土市	○					20	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書その他の会計書類	
熊本県	上天草市		○				20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類を添付	
熊本県	宇城市	○					20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書または支払証明書	
熊本県	天草市		○				30	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
熊本県	御船町		○				20	無		5	可	情報公開コーナー 町議会ホームページ	有	すべて	すべての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	
熊本県	多良木町		○				5	無		5	可	議長が指定する場所で行う。(町内に住所を有する者。町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人)	有	全て	全て領収書の添付が必要	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
計	14団体	4 団体	10 団体				6 団体			14 団体		14 団体			
大分県	大分市	○					100	有 特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求	有	全て	領収書添付が原則であるが領収書が徴収できない場合やクレジット払いの場合は、支払証明書、クレジット請求内訳書及び口座引落とし通帳の写しを添付することとしている。 また、人件費や事務所の賃借料の支払いにおいては領収書の他に当該雇用・賃貸借契約書の写しの添付を必要としている。 ただし、旅費においては大分市旅費条例に定める市長の例により支給するため、原則領収書の添付は不要としているが航空機を利用する場合にあっては、航空運賃と搭乗者名、搭乗日、便名が記載された領収書が必要としている。	
大分県	別府市				○ 会派又は議員		40	無	5	可	個別の情報公開請求	有	全て	全ての支出に関してその内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。	
大分県	中津市			○			20	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
大分県	日田市		○				20	無	5	可	議会ホームページ 議会図書室及び市役所 1階行政資料コーナー に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、旅費については旅行内訳書によるものとする。	
大分県	佐伯市				○ 会派又は会派の属さない議員		17	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書及び当該明細書 領収書を徴収しがたい支出の場合は支払証明書 預金口座振替による支出の場合は当該支払を示す預金口座通帳の写し 備品購入報告書兼管理台帳 調査委託報告書の写し 広報紙の原本	
大分県	竹田市		○				15	無	10	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
大分県	豊後高田市			○			8	有 特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求による	有	全て	全ての支出に係る領収書又は支払を証する書類	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容		
					内容										
大分県	杵築市			○			15	無		5	可	個別の閲覧請求	有	すべて	・領収書の原本及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあつては、支出証明書 ・預金口座振替による支払にあつては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他必要と認める書類
大分県	宇佐市	○					20	有	宇佐両院地域市町村合併協議会(特別職の報酬等に関する小委員会)	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・領収書の原本及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあつては、支払証明書 ・その他必要と認める書類
大分県	国東市			○			15	無		5	可	議会事務局にて希望者に閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・行政視察報告書 ・研修会等実施・参加報告書(関係書類添付)
計	10団体	2 団体	2 団体	4 団体	2 団体			3 団体			10 団体		10 団体		
宮崎県	宮崎市	○					80	有	特別職報酬等審議会	5	可	ホームページへ掲載、個別の閲覧請求	有	全て	調査研究費、要請・陳情活動費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書、領収書(領収書を徴することができない場合は政務活動費支払証明書)、備品台帳、その他議長が必要と認める書類
宮崎県	都城市	○					30	無		5	可	総務課所管の「情報公開コーナー」及び都城市議会ホームページでの閲覧	有	全て	領収書
宮崎県	日南市	○					13	無		5	可	ホームページ	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類
宮崎県	小林市	○					15	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書及び視察行程表や印刷物の関連書類
宮崎県	日向市				○	会派又は議員の選択制	13	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・調査旅費における活動内容の報告書 ・会議・研修費における研修内容の報告書
宮崎県	串間市			○			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類
宮崎県	えびの市	○					15	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	全て	原則として領収書の原本を添付
計	7団体	5 団体		1 団体	1 団体			2 団体			7 団体		7 団体		
鹿児島県	鹿児島市	○					150	有	鹿児島市特別職報酬等審議会	5	可	議会図書室において閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書
鹿児島県	鹿屋市			○			20	無		5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)
鹿児島県	出水市		○				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容									
鹿児島県	指宿市		○			10	無	5	可	情報公開条例による請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
鹿児島県	薩摩川内市				○	15	無	5	可	ホームページ	有	全て	支出全ての領収書等	
鹿児島県	日置市		○			13	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
鹿児島県	曾於市				○	10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
鹿児島県	霧島市				○	30	無	5	可	個別の閲覧請求 ホームページ掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	
鹿児島県	いちき串木野市		○			10	無	5	可	閲覧又は写しの交付	有	全て	全ての領収書	
鹿児島県	奄美市			○		23	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
鹿児島県	知名町		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書等証拠書類	
計	11団体	1 団体	5 団体	2 団体	3 団体		2 団体		11 団体		11 団体			
沖縄県	那覇市			○		90	無	5	可	情報公開による閲覧請求	有	全て	原則全ての内容の領収書等証拠書類	
沖縄県	宜野湾			○		10	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書	
沖縄県	石垣市			○		25	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費・研修費・要請、陳情活動費における活動内容の報告書「活動実施報告書」	
沖縄県	浦添市	○				20	無	5	可	事務局長の指定する場所で閲覧させる。	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	名護市			○		25	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
沖縄県	糸満市				○	10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	沖縄市	○				30	有	5	可	沖縄市特別職報酬等審議会	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	
沖縄県	うるま市			○		20	有	5	可	うるま市補助金審査委員会	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
沖縄県	宮古島市		○			5	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	
沖縄県	南城市				○	10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書 (研修資料)	
沖縄県	恩納村		○			10	無	5	可	閲覧	有	全て	・支出を行った事実を証する領収書 ・領収書の取得が社会慣習その他の事情で困難な場合は、規則で定める支払証明書	
沖縄県	金武町		○			30	無	5	可	閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	読谷村		○			15	無	5	可	閲覧及び写しの交付	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	北谷町		○			15	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	北中城村		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	中城村		○			10	無	5	可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の公開の方法	添付が義務付けとなる金額		添付の義務付けの内容
					内容									
沖縄県	西原町		○			10	無		可	情報公開条例に基づき公開	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	与那原町		○			5	無		可	個別の閲覧、議会だより	有	全て	全ての支出に係る領収書	
沖縄県	南風原町			○		15	無		可	議会事務局長が指定する場所での公開	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	
沖縄県	八重瀬町		○			10	無		可	個別の閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	
計	20団体	2 団体	10 団体	6 団体	2 団体		4 団体		20 団体			20 団体		
合計	889団体	360 団体	251 団体	174 団体	104 団体		185 団体		882 団体			866 団体		